

どを使用せよといふ。要するに國産を以つて、輸入品に代用せよといふのである。天保五年から慶應元年まで三十年あまりの時間が経過してゐる。殊にこの三十年は世の中の激變した時である。最初と同じ考へをもつてゐたと推測することは、人間の思索の進歩性を無視したことになる。しかし「御國産之餘るものを以、彼か有用之品と交易相成」といふ考へは結局同じ態度の現はれと解することが出来よう。唯支那に對する場合と異なり書物、藥品以外に、恐らく有用の品の存することを認めてゐると推測される。如何なる品を有用とし輸入せんとしたか、又夷人の國內横行を禁する手段をどうするかなどについて知りたいと思ふ。恐らく「暮遠談」中には、それらの點について、又その他の對策について詳論してゐることと思ふ。良佐が昔から多くの人に依つて論ぜられてゐる書物藥品以外の輸入無用論から、何程か進歩したかどうか。もしこの一文を読まれた方の内に、「暮遠談」の内容を御存じの方があつたならば御教示願ひたい。

(昭和十五年一月)

## 維新直後の長崎

徳川慶喜が大政奉還を請ふて許されたのは慶應三年十月十五日であつた。しかし未だ依然として徳川氏はその領土を保持してゐた。その年の十二月十日慶喜に納地を請はしめ、同十四日王政復古を列藩に通知したのであつた。さらにこれを列國公使に通達したのは、翌慶應四年の一月十五日のことである<sup>1)</sup>。

中央におけるかうした急激な變化は長崎にあつても急展開を示すやうになつた。當時長崎奉行は能勢大隅守、徳永石見守が十月に召喚され、最後の長崎奉行たる河津伊豆守祐邦が八月十五日に任命され、十月十一日海路長崎に赴任し、これに代つた。長崎にも二派あ

つた。勤王の志士を以つて組織した土佐の海援隊と長崎の地役人の子弟その他から奉行が組織した遊撃隊<sup>2)</sup>とであつた。この兩派が衝突せんとする風説もあり、京都の消息も十分に知れず、長崎の状態は頗る不穩であつた。然るに奉行は慶應四年正月十三日に次ぎのやうな書翰を葡領事ロウレイロに送つてゐる。

「以書翰申入候、然者我國中一二兇暴之諸侯、日本政府を襲撃ニ及ひ候段は、定而承知之儀ニ可有之、隨而賊徒等此地(に)おゐて粗暴之舉動可致哉之風聞も有之付而者、夫のため自然兩國人民之所持品危険ニ掛候も難斗、然るに此地之儀者從來商賣之港にして防禦も手薄之儀ニ付、自然非常之儀も有之候節者救援之儀頼入度、此段及頼談候、速ニ回答有之度存候、謹言」

この書翰が在長崎のすべての領事に對しそれぞれ發せられたものであつたか、又は特に葡萄牙領事だけに出されたものであつたか。もし後者であるとすれば、同領事ジェ・ロウレイロが特に幕府に好意を有してゐたものと解さなければならぬ。本書前掲の「外交文書を通じて見たる幕末の長崎」に述べて置いたやうに、彼は佛蘭西の領事を兼ねてゐた。周

知の如く佛蘭西は最も幕府に好意を有してゐた。しかし同時に彼は英國のデント商會の利益を代表してゐたのである。この種の書翰は恐らく全部の領事に發せられたのであらう。少なくとも英國領事に宛て同文の書翰を差し出したことは、パクスミス氏のすでに記述せるところである。英國の答は中立的態度を嚴守するといふのであつた。<sup>3)</sup>葡萄牙その他の答は何れも不明であるが、恐らく英國と同様であつたのであらう。しかし如何に急迫せる場合とはいへ、外國に救援を求めたのは奉行の失態であらう。

外國の救援は覺束なく、自己の力に自信のなかつた長崎奉行は翌正月十四日終に長崎退去を通告した。

「以書翰申入候、然者當今國內之形勢ニ付、追々人心致動搖候間、土地騷擾無之ため、右様之節は一ト先在勤のものは引上候様可致旨、兼而命令も有之候間、諸事右差圖ニ隨ひ致歸省就而者、以來貴國民談判之義は、當番年ニ付、筑前家ニおゐて差向條約之通取行、且是迄取扱ひ在住支配向、通辭等は其儘に相殘し置候、此段申遣候謹言」

奉行はかくして米國の汽船に乗つて、長崎を去つたといふ。<sup>4)</sup>奉行なき長崎の政務は筑前

又は肥前の一藩において處理されず、朝廷から役人の任命さるるまで、在長崎の諸藩の士と長崎土著の役人の手に依つて行なはれた。すでに奉行退崎後四日、正月十八日その旨各國領事に通達された。薩州藩の松方助左衛門(後の正義)を筆頭に、宮村庄之丞(肥後藩)、粟田貢(筑前藩)、石津藏六(藝州藩)、重松善右衛門(肥前藩)、木内甚兵衛(越前藩)、佐々木三四郎(土州藩)、岩崎浪江(對州藩)、井關齋右衛門(宇和島藩)、石川治部右衛門(島原藩)、服部源五右衛門(平戸藩)、杉江會輔(唐津藩)、稻垣次郎左衛門(大村藩)、奈留帶刀(五島藩)、藥師寺久左衛門(土著)、久松土岐太郎(土著)の十六名が署名してゐる。<sup>5)</sup>かくして正月十四日、長崎奉行河津伊豆守の退崎後は長崎會議所でこれらの人人に依つて外交事務が處理されてゐたが、二月十五日九州鎮撫總督、外國事務總督兼長崎裁判所總督として澤宣嘉の來任を見、ここに長崎の事務は新政府の受け繼ぐところとなつた。町田民部(三郎久成)、井上聞多(馨)、佐々木三四郎(高行)、大隈八太郎(重信)等が専ら外交の事に衝つたのである。かくして明治新政府の外交が始まつたのであるが、名稱その他の變更こそあれ、<sup>6)</sup>實際の事務は從來の地役人に依つて行なはれ、實質上大した

變化はなかつたのである。

- (1) 「大日本外交文書」第一卷第一冊二五〇頁に「兵庫ニ於テ勅使各國公使ト會見大政復古ヲ報ジタル顛末報告」がある。當時の状況を窺ふに足る。
- (2) 遊撃隊は慶應四年四月十七日に振遠隊と改稱せられ、石田榮吉、野村要輔の二人がその御用掛に、上原七次、中村六之助の二人が軍曹に、草野庄三郎が教師に任命せられ、英式によつて訓練されることになつた。振遠隊はこれを六中隊に分ち、軍曹二人これが長となり、各中隊には中隊令官、半隊令官、分隊令官、嚮導、押伍等の役があつた(長崎市役所編「長崎と海外文化」一六八頁)。ここに振遠隊の隊員の一人である千布靜彌が同じく隊員にして平戸にある村尾三次平に宛てた書面がある。五月十三日付であるが、その中に隊の編成について次ぎの如く述べてゐる。

「隊中之儀も三中隊に相成、御同様二番中隊ニ相成居り候間大慶奉存候、令官も皆、相揃大イニ宜敷御座候、役人左之通り、

小隊令官	上原東	半隊	澁谷歳	分隊	河井	嚮導	竹林	尊君御同役	池龜高松
	打橋		倉田豊				吉富		

右之通、凡相極り居申候間、あらまし爲御知申上候、」

六中隊であつたのが三中隊になつたのか、始めから三中隊であつたのか不明。

- (3) Paske-Smith, "Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days," pp. 175-6. 本書に収録されてゐる長崎奉行書面の英譯は「資料」にあるものと意味は全く同一であるが、英文の構成は全く違ふ。遙かに英文らしい英文である。同書に掲載されてゐる英國領事の返事は次ぎの如し。日付は太陽曆になつてゐるが、太陰曆の正月十四日である。

February 7th, 1868.

Sir,

With reference to your communication of yesterday's date, which was handed to me during the night, I have the honour to inform you that under existing circumstances H. M. Government will observe strict neutrality but at the same time H. M. Ships in harbour will afford protection to British subjects and foreign property in general when necessity may require it.

I have, etc.,

Marcus Flowers. "

- (4) 「長崎と海外文化」一六二頁。同書に松方公の談として詳細の記述あり。  
 (5) 同上二六六頁にこの書翰の本文を掲載してゐるから、ここには省略する。但し本文において、

「申遣候」とあるを「申進候」と誤讀してゐる外に、署名中島原藩の代表者を脱落し、かつ二ヶ所誤植がある。この英譯及び漢譯があるから、参考のため採録する。殊にローマ綴の署名は當時の特長を現はしてゐるから、煩雜を厭はず、紹介する。讀者は本文の姓名と對比されれば興味があらう。

"We have to inform you, that, untill the arrival of one who will be appointed by Chotei (Emperor) to govern here, the official business will be transacted and violence against your nation and all other matters be protected in conjunction with the officers of all princes staying here and the local officers after the departure of the governor of Nagasaki, so you will please proclaim to your nation to Commerce tranquilly as hetherto and we trust that your nation will also do no violence nor licentiousness against our nation.

With Compliments

Mazugata Skezayemon officer of Satsuma  
 Meyamura Shonojew " " Higo  
 Awata Metzuge " " Tzikuzen

Esezu Dzorok	"	"	Gaeshew
Segematzu Gen-a-non	"	"	Hezen
Kenowootze genby	"	"	A-tzezen
Sasaki Sansiro	"	"	Tosa
Iwasaki Namea	"	"	Taeshew
Esha-ke Saye-mon	"	"	Wuwazina
Esekawa Gebyemon	"	"	Senabara
Hattoly Gangoyemon	"	"	Herado
Sgeye Kwayske	"	"	Karatzu
Enagaki Gabsayemon	"	"	Onura
Nalu Tatarakey	"	"	Goto
Yakusege Kwuzayemon		Local officer	
Hasamatzu Toketaro		Local Officer	

右英文中の誤綴は誤植ではない。なほ漢譯は次ぎの如し。  
 「茲因長崎鎮尹罷任退崎將來所有公務候奉

朝廷欽旨差到當職在任之間現下駐劄崎地諸邦藩臣與本地各該管員役互相酌議業經申飭我國人民使伊對 貴國人民勿得妄爲粗暴之舉一應事務莫敢有違約束以故惟望 貴國人民亦須通爲諄飭莫使恣行妄動勿得致有約束失宜至於貿易之道即如從來安分調理切莫呈礙過慮等情通爲傳示爲要謹此佈告」

英國領事と各藩士との談判の經過については Paske-Smith, op. cit., pp. 177 ff. に領事の "Memorandum" 數通を載録してゐる。

(6) 名稱を變更することは人心を一變せしむる上に確かに効果はある。しかし當時の改稱は如何にも拙劣である。一例として運上所改稱の通告を左に示さう。

「運上所之儀以來外國管事役所と稱呼相改め、同所附屬改所を三運上所と相唱え可申、尤事務取扱方之儀者是途之通、相替候儀無之候、此段爲心得相達候謹言

慶應四年辰六月二日

參謀 楠本平之允

野村宗七

佐々木三四郎

葡岡士

セーロレイロ

政府は變つても、貿易の問題は變らない。前期において問題となり、未解決のままに残された銅及び銅錢搬出の問題は依然として厄介な懸案であつた。銅の密輸出を禁ずることの到底不可能なことを知つた時の兵庫縣令伊藤俊介（後の博文）はすでに慶應四年四月十日付を以つて、銅の輸出を免許制度とし、免許料として五歩の手數料を採る建言をしてゐる。他方銅錢については、當時銅錢が兵庫から横濱及び長崎に盛んに輸送され。そのために兵庫では流通に差支へるに至つた。元來幕末にあつては長崎の錢價が安く、従つて無條約國で條約に拘束されぬ支那人に依つて盛んに輸出された。その後長崎の錢價が次第に高くなつたため、却つて兵庫あたりから轉送されたものと思はれる。その口實とするところは運賃積といふにあつた。慶應四年三月廿二日付、町田民部、井上聞多、大隈八太郎三名連署の書翰に次ぎの如く記してゐる。

“Notwithstanding that the exportation of Copper cash is not allowed since some time before, it is reported the said copper cash is still continually on conveying to the port of Nagasaki & Yokohama from Hiogo under the purport of receiving fright and therefor the peoples of Hiogo are very much afflicted for the scarcity of the said cash consequently it is communicated at Hiogo to the Ministers of the Treaty powers that the shipping of the said cash will be conveyed to the port of Nagasaki & Yokohama under the purport of receiving fright and in the case of smuggling it will be forfeited without regard to any one,—”

以上の文句だと運賃積は認められ、密輸だけが禁じられたやうに解されるが、續いて、  
 “So you will please to understand that the same determination will be kept at this port and also please to notice to the Portugsh(?) subject, that no shipping of copper cash will be allowed even it will conveyed for receiving the fright to

any port at Japan from an other port and in the case of smuggling or shipping  
privately it will be forfeited without regard to any one."

とあるに依つて見れば、如何なる理由に拘らず銅錢の輸出並びに搬出を禁じてゐる。これと關聯して銅についても條約通りに履行すべきことを三月三十日付を以つて通告してゐる。かかる銅錢搬出禁止は外國人にとつて頗る不便であつたためか、天保錢を銅錢と見做すのかどうかといふ問合せをなしたらしく、慶應四年四月九日付、運上所司長の名を以つて次ぎの如く答へてゐる。

「六十八年四月廿九日(太陽曆)附の書翰ニ被申越じ天保錢之儀は、銅錢一種まで、

□銅錢と唱、國民共日ニ必用之品柄及拂底候而者難澁いたし候ニ付、於兵庫各國公使江御達相成居候銅錢の廉は、天保錢も一般之事ニ相心得居候ニ付而者、過日及告知候通、右品輸出は勿論、運賃積といへとも差留候次第、被致了解度候、若承伏難被致儀も有之候ハ、猶大坂表にて決議可相成、於當港ハ右令命相守、輸出運賃とも差留置候、且右ニ付損耗相生し候迎、於此方ニ辨へ遣し候理更に無之候、此段及回答候謹言、

これに依つて見ると、西洋人側は天保錢を銅錢と見ず、銅製品として輸出せんと欲したやうである。前述の如く銅の輸出は禁止してゐるが銅製品の輸出は禁止してゐないからであらう。しかし天保錢は銅錢にあらずとするのは頗る無理である。それにも拘らず外人側では大分これを問題としたらしく、次いで四月廿五日に當局は「當百錢(Tenpos)の議につき」面談する旨を通告し、さらに廿九日に、町田民部、佐々木三四郎、野村宗七(盛秀)の連署を以つて次ぎの如く通達した。

「今般兵庫表(に)おゐて彼地在各國岡士と談判之上、夫々弊害無之様規則を設け、天保錢ニ限り、日本開港場ノ開港場江積出方、彼運上場ノ懸合越候趣を以、足下と面悟之上申談候處、兵庫同僚岡士之談判ニ而は決議難致、公使之命令無之而者規則も一定不致旨被申聞候間、其段兵庫表へ懸合、再議可及候、依之尙兵庫ノ委細之返事懸合越候迄は、當港(に)おゐてハ天保錢ニ限り、日本開港場何方江天保錢幾枚積廻度、尤海外江は決而持越不申、且彼地陸揚之證書之無相違當運上場江相届可申旨、岡士奥印之證書、其時時本人ノ差出候ハ、船積免狀相渡候様可致候、尤右天保錢之儀ニ付、兵庫表ノ重而懸

合越次第尙談判可及候、此段告知候、謹言、

即ち天保錢に限り、嚴重な規定の下に國內諸港への輸送を認めただのである。領事側の文書が全然不明であるために、彼等が如何なる理由から天保錢の輸送を要請したのか全然不明であるが、恐らく國內における錢相場の異同が甚だしかつたことも、その原因の一つであらう。

銅地金の輸出を認可したのは比較的早く、明治二年正月十日(二月二十日)付を以つて各國公使に、「銅輸出之儀は公之入札を以て糶賣にいたし來候處、今般國內諸件改革いたし、銅之儀も鑛坑産出之數相増候に付、普通品同様貿易爲致候間、元價ニ從ひ五分之稅銀相納輸出不苦候」と通告してゐる。これに反して銅錢は容易に許されず、明治七年三月十七日に至つて、始めて金銀貨同様に海外輸出が認められるやうになつた。これら銅及び銅錢の輸出の認められるやうになつたのは、密貿易取締の困難、國內における銅産額の増加並びに幣制の改革、自由貿易的傾向等を擧げることが出來よう。

(7) 「銅輸出之儀、是迄條約面ニ於テハ我政府より公之入札を以、外國人江賣渡候外不相成段取

極有之候に付、稅則書ニ於ても無稅品ニ相成居候處、此節大坂諸商人とも右等之約定ニ不拘、既ニ外國人江賣渡、外國人より運上所免許を請、五歩之運上相拂輸出いたし度段申出候處、運上所ニおるてハ條約面を犯し免狀差遣候儀難相成甚差支、其處置打捨置候てハ彼等竊ニ致輸出、密商之體ニ相成候而已ならず、第一稅銀も難取立、大ニ政府之損失ニ相成候儀は必然之事ニ付、賣渡候日本商人より運上所へ願上免許を請させ賣渡候都合ニ取計、其上ニて外國人江輸出免狀差遣、五分之稅銀取立候得は差支有之間敷と愚考仕候云々」(「大日本外交文書」第一卷第一册五九三—四頁)。

(8) "In the Tariff of the Treaty it is said that the copper shall be sold only by the Government, so the surpruse of the copper will be sold by public auction at the Custom House in this port hereafter and we have noticed to the peoples of the town that the copper shall be forfeited by the Government, if any person has sold it to any Foreigners without intervention of the Government, so you will please to inform it to all your subjects." としてこれが本「資料」中、銅輸出に關する唯一の文獻である。

(9) 「書翰を以申入候、就は當百錢之儀ニ付而略之上申談度義有之候間、明二十六日午前十字運



上所江一同御罷出候様いたし度存候、謹言、」

(10) 「大日本外交文書」第二卷第一冊一〇四頁。

(11) 當時の銅及び銅錢輸出に關しては、丸山國雄氏がその論文「明治初年に於ける銅鑛業策と銅及び銅錢輸出の解禁」(「社會經濟史學」第八卷第五號所載)にその顛末を述べられてゐる。なほその以前については岩生成一「江戸時代に於ける銅錢の海外輸出に就いて」(「史學雜誌」第三十九編第十一號所載)、矢野仁一「長崎貿易に於ける銅及び銀の支那輸出に就て」(「經濟論叢」第二十六卷第一、二號所載)等がある。

三

貿易に關する幾つかの資料をここで紹介して置きたいと思ふ。

阿片の輸入は徳川時代から爲政者の悩みとなつてゐたが、明治になつても依然密輸されたので、明治政府は各開港場に高札を立て、その輸入を嚴禁した。<sup>12)</sup>長崎でも恐らく密輸入されてゐたと思ふが、横濱で密輸されてゐる由を聞き、慶應四年五月十四日付を以つて左の如き警告を發した。

「以手紙申入候、就は近比各國人之内横濱港江阿片持渡候哉ニ相聞候處、右は兼而被致承知候通り、條約面ニも掲載有之、我國嚴禁之品ニ付、於當港も横濱港(に)おゐて相達し候通り被心得候様いたし度、尤右品密賣買いたし候儀は堅く不相成段、市郷之もの共江も嚴敷相達置候、謹言、」

神奈川裁判所がその管下に令して、阿片賣買を禁止したのは、同年閏四月であるから、<sup>13)</sup>それより一ヶ月以上後れて布達したことになる。長崎が何事についても横濱又は神戸に追從する風のあるのは、その中央政府との地理的關係からいつても止むを得なく。

慶應四年、即ち明治元年は水害のため不作であつた。そのために七月十二日に穀物輸出及び轉送を禁じてゐる。

“In consequence of the distress caused by sudden floods in some parts of our country, we have received an order from “Kioto” to request you to inform all your subjects that not only the export of Rice, wheat, and other grain is prohibited, but also the transshipment of the same between one open port and ano-

Her.

この年の河川の氾濫が如何なる程度であつたか明瞭ではないが、遠州の天龍川が氾濫し、大損害を與へた。「初夏以來雨天勝、度々之出水ニテ、堤切所欠所等出來……去々月(六月)十八日夜烈風雨、稀ナル洪水ニテ、堤數ヶ所押切、欠所並菱牛和久等消失、破損大破出來、御料、私領共數ヶ村流出家等百軒餘、溺死人モ數多有之、天災トハ乍申實以可憐事ニ御座候」と井上河内守より辨事役所に届け出てゐる。従つてその他の河川も増水し、田畑に損害を與へたことであらう。それにしても何故國內の轉送を禁じたのであらう。あるひは轉送を名として海外へ輸出する者のあることを恐れたためかも知れない。明治二年に刊行された加藤弘之の「交易問答」下卷に、「それにまだ壹つ近頃交易のおかげで眼前世の中の大難儀がたすかつた事があるではござらんか。それは何だといふに、例の外國米なまこめの一件でござる。若日本に外國米がはいらなからふものなら、それこそ天保七年の飢饉にまして世の中の難儀といふものはどんなであつたらうか」といつてゐる。これは恐らく前述せる元年の不作を指したものであらう。

幕末に各藩が西洋諸國から新式の武器や器械類を争つて輸入したことは周知のことであるが、それに關聯していろいろな事件が起つた。輸入に長い年月を要したために、その間に事情が變化して、切角輸入した機械を立ち腐れにしたり、機械は到着したが、附屬品や技師が不足して運轉出來なかつたりした。今「資料」中にある加賀藩の注文した機械延著から生じた事件の概要を紹介しよう。

加州家がロウレイロに注文した機械が何であるか明かでないが、慶應二年寅二月頃に契約し、十七ヶ月限り引渡す筈であつた。ところが「六馬力丈之器械附屬不致而ハ蒸氣惣用難致旨、歐洲職人より掛合」つて來たので、ロウレイロは加州役人に照會したが早速に返事をしない。そこで彼はどうせ無くてはならぬものだといふので、七ヶ月半の猶豫を乞ふて、再注文を發した。然るに諸器械は豫定の期限内、即ち慶應二年二月から二十四ヶ月半、慶應四年辰二月中に到着しなかつた。そのためか、加州藩はその機械注文を取消したらしい。そこでロウレイロは未だ期限は切れずとしてこれを公事方に訴訟したらしい。「資料」のあるのは、その書翰の疑問點を、辰五月十九日付を以つて公事方からロウレイロに問ひ

合せた書翰である。その判決がどうなつたか十分には解らないが、この期限争ひには恐らく言葉の行き違ひがあつたのであらう。又加州藩の方では政局の一變した今日その機械はあまり必要でなくなつたのではあるまいか。しかし結局八月になつて機械類は加州藩に引渡された。

「千八百六拾八年九月十九日(太陽曆)付之貴札披見いたし候、足下と加州士官と約定ありし機械類請取渡之儀談決相成候由告知之趣承知、猶入封之約定書をも一見致し候、一約定書中之第三、第四、第五條之儀ニ付、政府保證之儀、加州士官之申立ニ因リ、足下雖被申越、右は加州一家ニ不限、都而是迄商事に付、政府ニおゐて請合候義更ニ無之、付而者此節も同様之體ニ付及御斷候、右承引有之度、此段貴答如斯ニ候謹言

慶應四年辰八月十七日

長崎外國官判事

野村宗七  
吉井源馬

長崎府  
外國官  
判事印

葡岡士

ゼーローレイロ

エスクワエル

加賀藩とロウレイロと如何なる契約書を取交はしたかは不明であるが、右はこの取引に對する政府の保證を拒絶した書面である。これに依つていろいろな推測が出来るが、少なくともロウレイロ側が多少とも加賀藩に對し、不信任の意を有つてゐたといふことが出来る。従つて前述の期限の問題についても彼に有利に解釋出来ないこともない。彼が「十七ヶ月之上ニいまだ九ヶ月ハ不過」と主張したところを見ると、後の六馬力の器械は七ヶ月半に到達するのでなく、より多くの時間を要すると約束したのかも知れない。しかし當時どのくらゐで歐洲から日本に到達したかといふに、「航海無難にしても凡四ヶ月餘相掛申而者日本迄之航海難出來由」といつてゐる。この點から見れば追註文の分はこちらからの註文の傳達する時間を加算しても、七ヶ月半なら適當にも思はれる。何れにしても當時彼我の通信交易の設備が懸絶してゐたために、この種の問題はかなり多く起つたものと

想像される。當時の外國商人との取引状態を知る一助にもと引例したに過ぎない。

- (12) 阿片高札については、後掲「明治のはじめ」参照。  
 (13) 「復古記」第四冊一八六頁。  
 (14) 同上、第六冊六七五頁。

四

前にも述べたやうに、貨幣制度の不備のために種々なる問題が惹起された。ここにこれと關聯する一二の問題について説明したいと思ふ。第一は金札に關する問題である。しかしこれは長崎特有の問題ではなく、中央政府の問題である。金札の發行については各國ともかなりの懸念を有つてゐたらしく、明治元年に紙幣發行の風説が傳はると、何回となく政府に問合せ<sup>15)</sup>てゐる。しかし問題となつたのは、明治二年二月廿二日、外國商人が金札を以つて納税することを差留められたことにある。これに關し外國人の抗議があり、結局四月廿二日迄六十日間は從來の如く許可することになつた。これに關する長崎における通告

は次きの如くである。

“Nagasaki 9th day of 4th month

2nd year Meigi.

Gentlemen

Relative to the payment in paper money to our government by Foreigners conferred to you at our late meeting we beg to inform you that we have received an instruction from the Foreign department at Tōo-kei, that all the payments should be made in papermoney from 23rd day of 2nd month last till 22nd of 4th month (from 4th April till 2nd June 1869), but from 23rd of 4th month (3rd June 1869) in coin, which has been settled on the Conference with all the representatives of the Treaty-Powers at the Foreign department.

The above being carried out at this port from the above date, it is desirable, that you will communicate this your subjects.

With Compliments

Inouye Monta

Nomura Soushichi

Kusumoto Haynojo

To J. Loureiro Esq.

Consul of Portugal.

Hanji of Nogsaki<sup>16)</sup>

この同じ通知は大阪府に對しては三月十八日に外國官から差立てたことになつてゐるか<sup>16)</sup>ら、恐らく長崎へも同時に通告され、四月上旬中に到達し、早速四月九日に上掲の書翰を各領事宛に出したものである。如何にも時間がかかつてゐるが、當時としては止むを得なかつたのであらう。

次に悪金銀の流通から、動もすれば悪貨が外國人の手に渡り、外國人から良貨と引替を要求され、又はその損害の賠償を求めらるゝことが少なくなかつた。明治二年四月の「公議所日誌」に依ると、外國人の手に落ちたこの種の悪金銀は大凡六百萬兩に及ぶといふ<sup>17)</sup>。明治初年における悪一分銀及び二分金の鑄造が種々なる弊害を貿易上に與へたことはいふ

までもないが、他方それに依つて不當の利益を得る者も生じた。明治二年七月十五日、高輪接遇所で三條右大臣以下、澤外務卿、副島、寺島、伊藤、大隈その他が各國公使に面接して、悪二分金引換手續を協定した。その結果次ぎのやうに決定し、翌二十日布達した。

「以手紙致啓上候、然者昨十九日高輪接遇所於而三條右大臣其外官員各國公使江惡貨幣引換一條御約束いたし候事件左之通、

一 今廿日各國公使其人民江布告ニおよび、明廿一日中ニ右人民是迄請取居候貳分金之員數、神奈川裁判所江書出し、來ル廿三日同所ニ於而所持之貳分金改を可受事、尤其當日不差出者は持主之可爲損失事

一 兵庫大坂長崎は來ルニューヨルク船便ニ而改役人差越、其節各國公使其地岡士江右之趣書翰を以申越、着船掛直ニ各國人民江布告ニ及、其翌日中ニ員數書出し、又其翌日中ニ可相改事

一新潟箱館は速ニ陸地ニ而改役人可差遣ニ付、其節各國公使云々已下右ニ準ス  
一 貨幣を改候節或は其後ニ至候共疑敷義有之候ハ、帳面可相改事

但日本人民製造せざる之於證有之は引換不相叶事

右之趣可得御意如是御坐候以上<sup>18)</sup>

これに依つて各開港場において二分金改めをなしたところ、長崎で一つの事件が起つた。即ち長崎では七月廿六日各國岡士へ布告し、「翌廿七日ニは佛國を除ク之外各國岡士は布告通り人民所持之二分金員數書出し來ル」、佛岡士は廿八日朝十時半に持参したので、これを拒絶した事件である。佛岡士デュリイはこれを自國の公使に通達し、直接中央政府に掛合ひはじめた。その顛末は「大日本外交文書」第二卷第二册四五二頁に詳細に出てゐる。かく二分金改めをなしたにも拘らず、外國人が賈金銀を蒐集する風聞があつた。それは恐らく彼等が不正の包を作成したらしく、長崎においては九月に次ぎの如く布告した。

「此度二分金之内眞贋取調包分候就而ハ、以來引換之内正金包を贋せ又ハ不正之所業いたし候もの有之候半も難計候間、二歩金包取引之儀ハ其旨相心得、篤と検査いたし取引致すべし、若引換之節ニ到り右等之包有之、願出候とも、右之分ハ決而不引換候事、<sup>19)</sup>」  
「資料」中にある二分金包に關する長崎における事件は恐らくこれに關聯あるものであら

う。これに關係する文書は三通ある。要するに新潟改の不正二分金包を拒否した事件である。第一のものは各國領事がこれに對し抗議を申込んだのに對して、返答を與へたものである。不幸にして原文を逸し、英譯のみで、文意やや不明である。即ち次ぎの如し。

“(各國領事名略)

Nagasaki 7th day of 10th month

2nd year Meigi.

Gentlemen,

We have to acknowledge the receipt of your joint letter of the 3rd November 1869, concerning the Packages of Niboos examined by our Government, and in reply to the same we have to state that, having received already the payment of those Niboos' packages of Hiogo, Osaka and Yokohama at the office for Foreign affairs here, the Hiogo's had never been refused to be opened as there should be no objection at least to receive on each other and open the packages of Niboos stamped at any open ports as a good one.—All the packages of bad ones re-

packed at Hiogo and others are unable to be opened at this ports, but you sh  
 would be known perfectly well that remainder of bad ones which have been  
 exchanged at every port, where they repacked, may be done so at Yoko-hama,  
 consequently, except such one to be declined its exchange at the office for  
 Foreign affairs here, we are using our kind assistance as to be at least no incon-  
 venience on the part of Foreigners in exchanging or opening of Niboos; and had  
 a report it was once happened, that in case of having been taken the Niigata  
 packages of Niboos by some Foreigners to the said office for the same purpose,  
 it was now declined to do so, because the form of Niigata Government's stamp  
 was not yet received here.

Therefore it is incomprehensible to us to be said by you that the officers of  
 the said office are acting contrary to our order and the indirect violation of the  
 regulations.

With Compliments.

Nomura-goi Chigi of Nagasaki

Nakayama-Kuro Hangi of Nagasaki."

文意不分明ではあるが、贋二分金の新潟包を新潟の印形未到を理由として受領を拒絶し  
 たのである。太政官から新潟へ二分金の眞贋取調のため官吏を派遣したのは七月廿二日で  
 ある。<sup>20)</sup>そして八月三日付を以つて新潟裁判所から神奈川裁判所へ二分金検査高調書を送附  
 してゐる。<sup>21)</sup>然るに長崎では十月七日になつて、なほその封印の形式を知らぬといふのは甚  
 だしき失態である。明治新政府の初政とはいへ、内部の聯絡が頗る悪かつたことを示すも  
 のである。この間にあつて悪外國商人が奸手段を弄したことは容易に想像し得るところで  
 ある。

他の二通の書翰も同じ性質の事件に關するものである。即ち同年十一月五日、葡岡士口  
 ウレイロは新潟包二分判千九百兩包改め方を申出でた。第一のものはこれが承諾の書翰で  
 ある。<sup>22)</sup>然るに持つて來た包を見ると不正のものであつたので包改めを拒絶した。然るに口

ウレイロはこれを取扱者平井義十郎の獨斷と見て、各國領事連名を以つて抗議を申込んで來た。第二の書翰はこれに對する返答である。前文少しく離脱してゐるが、譯文と比較して見ると、全然無くとも差支へない部分である。即ち次ぎの如し。

〔前文缺〕致し置候、然るに其後貳分判外務局江持出され候以前、新潟包取調候處、每封之印章同じからず、又者据所轉倒致し居、政府確定之印封と不相見候付、平井大屬江令し、右持出之節予之存意を以、改方相斷候儀ニ有之候

事實右之如く候故、決而平井大屬が自己之權力を擅にし、一己之所置を以、足下ニ應答いたし候儀ニ者無之候、此段了解被致、新潟包改之儀者横濱之一左右被相待候様致度候、謹言、

明治二年十一月十二日

野村知縣事

長崎縣印

葡岡士

ゼーロウレイロ 足下

米岡士

ウキルリピーマンゴム 足下

丁・白兼岡士

エツチシキフ 足下

獨岡士

ジイシャットレル 足下

英・塊兼岡士

エ エンネスリー 足下

佛・瑞・西兼岡士

エルデユリー 足下

伊岡士

ドツブルユーカイイマンズ 足下

魯岡士

ゼートツブルユーリーブルツゲン 足下



かく各國岡士を引き連れて抗議するだけ一層怪しいとも考へられる。この事件は容易に片づかなかつたのではないかと思はれる。日附不明、十一月付を以つて野村縣知事、中山大參事が各國岡士宛に「近日面晤之上決定いたし度事件有之候ニ付、各足下之都合次第、於外務局御集會相成候様」と通知してゐるもの、及び十二月朔日付を以つてロウレイロを呼び出してゐるもの、これに關係あるものの如くである。

要するに外國人が贋造二分金を買ひ集めてゐる事實とかうした事件とを關聯させて考へると、明治初年のわが貨幣制度の不備と、かうした事務に對するわが政府の不熟練とに乘じ、外國人達がかかり不正の利得を得てゐたやうに推定出来る。

(15) 例へば「大日本外交文書」第一卷第一冊、四八三、五二五頁等。

(16) 同上、第二卷第一冊五二六頁。

(17) 「即今世上一般惡金銀流通シ貿易ノ間此惡金銀外國人ノ手ニ落チ其高大凡正金三千萬兩ニ及ブ今其者等ヨリ其公使エ訴出此惡金銀ヲ外國官ニ携來良金ト引換ユルカ又ハ其損毛ヲ償フカトイヘリ若シ其說ノ如クスレバ此金大凡六百萬兩ナリ之ヲ辨スルノ道果シテ如何」(同上、七五五頁より引用)。

(18) 同上第二卷第二冊三四九頁。

(19) 同上、八三二頁。

(20) 同上、四〇八頁。

(21) 同上、四五九―四六〇頁。

(22) 「今日付之奉翰落手致候、新潟包貳分判千九百兩包改之儀御申越承知致し候、右者野村縣知事存意之趣も有之候付、伺定候上、自是決早々可申進存候、此段御答如此候謹言」(外務局長横山又之丞、平井義十郎)。

五

明治になつてからの長崎は最早徳川時代の長崎のやうな重要さはなくなつて來た。外國人の渡來も、支那人を除けば、殆ど増加せず、二百名前後に留まつてゐた。<sup>23)</sup>しかし維新直後にあつては、その以前と同様に外國人を廻つて種々なる事件が発生し、當局を悩ましたのである。外國人に雇はれてゐる邦人の處分問題や、<sup>24)</sup>外國人に對する暴行事件、<sup>25)</sup>殊に有名

な浦上切支丹處分問題の如き、單に長崎當局のみならず、中央政府の當局者をも甚だしく悩ました問題であつた。<sup>26)</sup>

今ここには長崎における一二の事件について述ぶるに留める。先づ居留地の地代納付に關する問題である。幕府時代から新政府に受け繼がれ、その新政府の基礎の見通しが全然つかぬ時代、殊に舊政府から正式に受けついだのかどうか頗る不明であつた慶應四年、即ち明治元年には地代の納付をなさぬ國國が多かつた。僅かに英米兩國が支拂つたのみであつた。慶應四年六月廿二日(太陽曆)に Van de Pol なる者が居留地の修覆を要求してゐるのに對し、地所掛 (Land Officers) は五月六日(太陰曆)に次ぎの如く答へてゐる。

"In reply to your letter of 22nd gunne, regarding the subject, being not yet commenced any repairing for the place in the Foreign settlement, we have to state to you, that we are unable to begin such a repair, as we told you many times, because all the Foreigners, except the British and American subjects, had refused to pay the Ground rents for the year 1868 from many objection on their parts, and we had never received from them the said rent.

"If we have received the said rent from them under your assistance, we should quickly commence a work for repairing of the places where any repairs shall be required, for we have no reason to refuse after having been by them the said rent."

この書翰に依れば當局は何回も支拂を督促してゐるにも拘らず、英米兩國以外の者は同年分の地代を支拂はなかつたのである。そこで當局は居留地修覆の要求を直ちに利用したわけである。しかしなほ居留民は支拂ふとしなかつた。そこで當局は豫て問題となつてゐた大浦居留地と出島とを聯絡する三橋を架設することを條件として、至急支拂方を要求した。即ち明治元年十月七日付を以つて楠本平之允、野村宗七、大隈八太郎、井上聞多四名連記で、次ぎのやうな書面を葡岡士ロウレイロ宛に送つてゐる。

"As the non-erection of three bridges which should be made long since to supply the convenience to the passage between "Desima" and the settlement 8

at Ora, give great inconvenience to all passers, therefore if the subjects of all the countries except England and America, will pay the sum of more than \$ 5.571 at all, due for the ground-rent since last years, the said bridges shall be nearly erected and complete.

“As to the New-Road, it will be a matter to be settled by our Government and the representatives of all the Treaty-powers, we have therefore to request you to communicate with your subjects, that they shall pay the above mentioned-rent to our Government without fail, before the erection of the above bridges might be commenced.”

この書面は單にロウレイロのみならず、英米兩國を除き、各國領事に發せられたものと思ふ。“since last years” が如何なる邦語の譯か明白でないが恐らく「先年來」といふやうな言葉であらう。もしさうだとすれば、滞納は前掲書面に現はれてゐるやうに、單に一八六八年分だけではなく、その以前から續いてゐたものと見られる。この書面に對し、

ロウレイロは何らの返事も出さなかつたと見え、さらに同じ連名を以つて督促狀を出してゐる。日附は單に十月とあつて不明であるが、月末頃かとも思はれる。

「當月八日附を以、大浦出島通路便宜之ため、三橋架渡之儀文通致置候處、今以返書無之依而足下早々此書翰ニ注意被致、未納之地稅各國合計五千五百七拾壹トルラル急速官納有之度、此段再申進候謹言、」

壹月八日附の書翰といふのは存在してゐない。恐らく前掲壹月七日附の書翰の誤りであらうと思ふ。かく嚴しい督促にも拘らず、彼等が容易に納めやうともせず、遷延してゐたのは何故か。少しく憶測を逞うすれば、新政府擁護の英米派と舊幕府援助の佛蘭西派との對立と見られないこともない。英米兩國が納入し、その他の國が拒否してゐる點などからも推測される。前にも述べたやうに幕末の長崎三參照從來各國が個別的に支拂はずに全部纏めて支拂つてゐる。<sup>27)</sup>然るに英米だけが納入したとなると、そこに各國領事間に分裂があつたことを想像させる餘地がある。

他方又政府が居留地の交通に對し、彼等の要求通りに十分な施設をしなかつたためとも

考へられる。それは當局が最後に三橋架設を条件としたこと、並びにこれに依つて地代を納入したらしいからである。地代を納入したといふ確實な證據はない。唯十二月朔日附を以つて翌一八六九年度分の地代納入方を通告してゐるからである。

「西洋千八百六拾九年中、居留地地料納方之儀、地所規則第六ヶ條之通、我十二月十日、外國管事役所江持參相納候様、貴國借地人共江被相達候様いたし度此段申入候謹言、」以前の分の支拂有無に拘らず、次年度分をも請求することもあり得るから、確實に支拂つたといへないが、さう何時までも遷延し續けることも出来まいと思ふ。地所規則第六條には「都て外國人居留地内にて貸渡たる地所の地代は毎年日本十二月十日に來年の分前納すべき事」とある。<sup>28)</sup>これに依れば前述の滞納事件は殆ど一ヶ年近く滞納したわけである。その後については全然資料がない。

(23) 明治元年以降の外國人數は次ぎの如し。

(從辰正月至十二月) 外國人支那人名前調帳 (外務課) 316/14外/13

明治元年一月	英	米	佛	蘭	字	瑞	葡	支
一月	72	40	15	32	19	4	6	296
二月	73	38	15	31	18	4	6	274
三月	72	39	16	29	18	4	7	244
四月	69	45	16	34	21	4	12	255
五月	76	45	16	36	19	5	11	241
六月	73	46	16	37	20	6	11	248
七月	81	44	15	35	21	6	10	208
八月	84	43	11	34	17	6	10	286
九月	88	42	11	32	18	6	10	338
十月	72	40	11	29	19	6	7	362
十一月	79	39	15	32	19	6	9	371
十二月	81	39	15	30	20	6	8	375
								574

(明治二年巳巳從辰月至十二月) 外國人支那人名前調帳(外務課居留地取扱) 316/14外/13

英 米 蘭 佛 字 瑞 葡 露 支

明治二年一月	80	36	28	18	16	6	8	2	368
二月	82	30	26	18	15	1	7	2	357
三月	77	31	31	16	15	1	6	2	347
四月	74	31	29	16	15	1	6	1	354
五月	79	31	29	17	15	2	6	1	345
六月	76	30	30	17	15	2	6	1	357
七月	80	31	29	16	15	2	6	1	351
(八月—十月を缺く)									
十一月	79	23	23	15	21	2	5	1	333
(十二月欠)									
(明治三年午) 外國人名前調帳 316/14外/13									
明治三年一月	87	24	23	16	21	2	5	1	318
二月	94	26	18	14	20	2	5	1	344

(24) 外國人の使用せる邦人をわが官吏が處分することについて、外國人側から屢々抗議を申出てる。ここには慶應四辰年四月二十九日のわが答辯を掲げる。

「六十八年第五月十二日附之書翰落手披見せり、日本全權其國民を裁許するに託して、外國人の雇へる日本人を連歸り、無際限不差戻、爲其外國人の正理を妨げ候は不公の所置と被致勘考候段御申越候得共、假令外國人より被雇候ものたりとも、不審之節有之、此方江呼取候節は、其事件明白に遂吟味候迄、模様ニより數日留置候儀も可有之、是は我國の法律に基き取扱候事故、決して不公平の所置に無之候、此段尙亦及回答候、謹言、」

(25) 長崎における外國人に對する暴行事件中、舊幕時代の事件で新政府に引き繼がれたものとして英吉利軍艦水夫殺害事件は最も顯著なものであるが、それに關しては「大日本外交文書」中に多くの文獻が収録されてゐるから、ここには未だ一般に知られてないと思ふ一事件を紹介しよう。慶應四年閏四月九日葡人アントニー・ロウレイロが居留地通行の際、武士體の醉漢に襲はれた事件で、領事から嚴重の抗議が提出され、殊に當時入口にゐた警官が何ら彼を助くる手段に出なかつたことを批難された。これに對し當局は閏四月二十日を以つて、極力犯人を探索す

を、とき述ぐ又警官に云はしむ “You mentioned to us that the Police Officers, standing in that time at the gate, ran inside, instead of coming to the assistance of Antonie Loureiro, so we have examined them but could not find the names of them,—if such Officers, standing at the gate, might be truly the Police, they should never run inside for a reason of which we have previously ordered to them for such an occasion. Consequently we think, on account of Antonie's bewilderment at the same moment, that he could not look at them to see which Office they belong to, which we beg to answer.” と答へてゐる。越えて八月十三日犯人の逮捕及び處分を報じてゐる。少しく長文ではあるが、頗る興味ある文章と思ふから敢て次に全文を掲げる。

“We beg to acknowledge receipt of your letter dated 1st June in which you request us to endeavour to arrest and punish a two sworded Japanese man because your subject Mr. Antonie Loureiro, on the 30th of May was attacked by him in the settlement.

“We beg to reply that at this moment we have been investigating it, but have not yet fulfilled the searching of him, we have given further orders to attend to it

strictly.

“Now it has been discovered that he is a small officer (asigaru) of Matsooa, Hyzenocunni called ‘gunzow’, on the 9th of 4th month of wounu (閏) which he was taking a walk he went to a wine shop of Naminohira, and become so much intoxicated that he does not remember which is his front or his back, and he met your subject on his way home and committed an unlawful action against him, we think this was very disorderly conduct, therefore his country has taken away his salary of rice, and condemned him to exile. We hope you will inform Mr. Antonie Loureiro of this after you have understand it your self.”

アントニイがどの程度の負傷であつたか解らないが、恐らく輕傷に過ぎなかつたのであらう。それに比して處罰は重きに失する。なほアントニイについては第六節に述べる。

(26) 浦上切支丹事件は信徒の處罰について、各國が嚴重の抗議を申込んだもので、これに關する多くの外交文書は「大日本外交文書」第一卷、第二卷に殆どすべて收録されてゐる。明治十二年十二月二十五日終に浦上耶穌教徒の移送中止を通告するに至つた、頗末は同書を検すれば明瞭になる。ここにはこの中止通告の英譯を掲載して置く。原文は「大日本外交文書」第二卷第三

冊五六頁にある。但し各國同土名は省略する。"We have the honor to inform you, that although the Christians at 'Wurakami' have been sent out from this port since some time, yet we now have ceased this measure according to an order of the Tenno's Government, which we have received."

206

(27) 長崎における「地所規則」第六條に依れば、奉行からコンシユルへ期日より十日前に「何月何日何所誰へ地代可相納段爲相知コンシユルは其儀を借主共へ達し可申事」とあり、又「借主若定日に地代を納る事を怠る時は奉行より其者を支配するコンシユルへ其趣相達すへし、コンシユルは其者早速納銀致し候様急度取計可申事」とある（「條約彙纂」一一七八頁）。これに依つて見れば、地代納入は領事の手を経て、各個人が納入するやうであるが、事實は領事が保證すると共に、直接の納入に當つてゐたやうである。又前記の納入督促状にも見られるやうに、全地代を一括して擧げてゐる點から見ても、各コンシユルが別々に納入せず、全體一緒に納入したと見られる。

(28) 「條約彙纂」同上。

## 六

最後に當時わが國に在住せる西洋人の一つの型として、從來屢々問題となつたアントニイ・ロウレイロに關する事件を紹介して、この稿を終らうと思ふ。

明治初期に渡來せる外國人中には勿論眞に後進國を誘掖指導せんとした者もなくはなかつた。しかし大多數は極東の弱小國に來たり、傲慢不遜の態度を以つて臨み、その國民の無知に乘じ、種々狡猾な手段を弄し、私利を營む者であつた。アントニイが幕府時代に關税を滞納してゐたことは、すでに以前に記述したが、その後の彼の態度は一層甚だしいものがある。要するに日本に馴れるにつれて、さうした輕侮の傾向が甚だしくなつたものと思はれる。加ふるに彼の兄が葡萄牙領事であることも、彼をして專横の振舞をなさしめたものと思はれる。しかし彼は貿易上あまり成功しなかつたやうである。彼に關する幾つかの訴訟事件は何れも借財に關するものであつた。

彼の態度がどんなものであつたかは、彼とその邦人雇人勝三郎との訴訟事件に依つても

知ることが出来る。アントニーが葡萄牙代理領事フィシエルを通じて、勝三郎に勤方を強制してゐるのに對し、長崎縣外務局長三浦迪吉は明治六年六月四日次ぎの如き回答を與へてゐる。

「第五月二十九日御投翰致落掌候、陳者葡萄牙國人アントニーロレイロ元召使勝三郎之義ニ付云々御掛合之趣致了承候、右勝三郎相糺候處、三ヶ年前十月ヨリ翌年正月迄、アントニーロレイロ江備使中、月給授與不致、難澁ニ付暇取候處、猶同人頼談ニ付、本年四月より五月初旬迄被召使、前後之給料並紙代取替共合計貳拾弗八合三夕、于今給與不致、同人江被召使候儀相好不申旨申立候、隨而右給料之義ニ付而は過日及御掛合置候通、急速御所分有之度、此段回答如斯御座候以上」

もし勝三郎のいひ分が正しいとすれば、アントニーの態度は相當圖々しいものといはなければならぬ。

彼の借財に關する事件は二つある。一つは明治六年六月廿五日長崎縣下商人山田屋宗次郎より拾日限りを以つて金百圓を借用して返濟せざりしもの、<sup>29)</sup>他の一つは同年同縣下商人

豊島屋安兵衛より石炭を購入し、代金未拂の分である。後者は屢々催促し、縣當局からも請求し、しかもなほ支拂はず、明治八年末に及んだものである。この種の西洋人の態度を知る上によい材料と思ふから、左に紹介する。明治八年十一月二十四日、縣令宮川房之の名を以つて、アメリカ合衆國領事兼葡萄牙代辯領事ウヰルリマンコム (Willie P. Mann) に宛てた督促の書面は次ぎの如し(この以前七月廿八日も長崎縣參事渡邊徹の名を以つて督促してゐる)。

「第百六拾六號

以手紙啓上候、陳者縣下商豊島屋安平より葡萄牙國人アントニーロレイロ氏エ係ル石炭代金滯一件及出訴候ニ付、最初明治六年中及御掛合候處、御回答ノ趣モ有之、千八百七拾三年七月八日ヨリ八ヶ月間猶豫ハ則明治七年三月七日迄ニ而滿限ニ付、右逋債ノ金額ニ初發ヨリノ加息返濟方、御所分ノ義數回及御掛合候末、該件在東京同國惣領事エ御照會中ノ趣、客歲六月十七日裁判所長江御接話、爾來猶數次及御催促、右ハ出訴以來既ニ貳ヶ年ヲ經過シ候義ニテ、于今結果ノ御所分ニ不至、是迄同惣領事より一應ノ御返翰モ



御接到無之、遷延ニ及候義ニ候哉、原告ニ於テ頗ル困難ノ事情、尙又別紙ノ通訴出候條、至急貴下ニ於テ御所斷成兼候義哉否承知致度、此段御掛合、爲可得御意如斯御坐候以上、

その別紙といふのは次ぎの如きもので、一層事情を明かにする。

敬願書

一明治六年酉六月廿八日、ホルトカル人アントニーロレイロ相手取、石炭代殘金請取方之儀御訴訟申上候處、右ハ同人兄セーロレヨリ拂替請取證書有之趣申上候ニ付、同七月八日同國領事官ニおゐて裁判ニ相成、右請取證書セーロレイロ所持致居候ニ付、本國ヨリ取寄セ候往返日數、同日ハ八月之間、同人ヨリ猶豫願立候ニ付承知仕、右請取證書有之時ハ取寄セ候諸入費私ヨリ相辨、證書無之時ハ右代金請取不足之日ハ利足相加可相渡旨、堅く約定取極ニ相成、然ルニ八月之後ニ至リ候而も證書到來不致、終ニ今日ニ至ル迄貳ケ年餘延滞罷在、尤右一件ニ付而ハ領事官ヨリ外務御役所江確書御取置ニ相成、且アントニーロレイロ歸國之節ハ引請人相立、領事官ヨリ差免歸國爲致居候得ハ、此事

件ニ付而ハ相對を以決候儀ニ不及、双方政府之御駈引ニ相成居候儀ニ付、落著迄ハ云々申上間敷奉存候得共、無際限遷延およひ候而ハ、誠ニ以難澁仕候間、何卒迅速元利請取方ニ相運候様御所置御下置候様、此段奉敬願候

第一大區三小區材木町七百三拾五番地

明治八年十一月十八日

豐島屋安兵衛<sup>印</sup>

長崎縣令宮川房之殿

何程の金額であつたか、何れも明記してゐないから解らないが、恐らく大した額にも思はれない。アントニー並びに外國官吏のこの事件に對する態度はかなり不遜である。わが官廳の再三の書面に對し返事をも與へず、徒らに遷延策を採つてゐる。アントニーの兄ロレイロは訴訟當時はすでに葡國領事ではない。彼がアントニーに代金は支拂つたといつたかどうか明かでない。アントニーの創作かも知れない。もし「ロウレイロハ義氣アリテ、辯舌明瞭、善ク條理ヲ説得ス云々」<sup>30)</sup>が確かであるとすれば、アントニーのいふところは疑はしくなる。又兄領事も共謀してゐるとも考へられる。上記の文獻だけから見ると、

この代金は支拂はれてゐないと断定し得るからである。

その後この事件がどう解決されたか知らない。この事件が如何に解決されたとしても、それは問題ではない。その経過中に現はれた歐米商人及び外交官のわが官民に對する態度を知らばよい。明治初期の外交文書からこの種のことを拾ふことは容易である。西洋心酔の旺んになると共にわが外交の卑屈さが著しくなる。しかしこれは單に外交當局者だけの罪ではない。實力なき弱小國の外交は今日と雖も變りはない。

(29) この事件の文書は次ぎの如し。

「第八拾七號

以手紙致啓上候、陳者葡萄牙國人アントニローレイロ義、縣下商山田屋宗次郎より、第二月二十五日より日數拾日ヲ限、別紙手記證書寫之通、金百圓借用いたし、期限ニ至リ屢返金ヲ促し候得共、于今拂消不致旨訴出候、因茲同人御糺之上、元利計算書之通、迅速返済致シ候様御所置相成度、此段御掛合、爲可得御意如斯御座候以上、

明治六年五月十五日

長崎縣權參事

横山貞秀

葡代辯領事

チャルレスエルフィシエル貴下

(30) 前掲「幕末の長崎」の註九參照。當時わが國に來たれる外國人中惡質の者は少なくなかつたやうである。アントニイ・ロウレイロ以上の者もかなり多かつたやうである。例へば佛蘭西領事デュリイの如きも頗る評判がよくなかつた。

(昭和十三年十月)

## 佐田介石の富國策建白

明治初期の思想界に最も異彩を放つてゐる經濟論者は佐田介石である。大多數の經濟論者が西洋思想の移植に熱中してゐる間にあつて、獨得の立場から西洋文明の移植を以つて國家に大害ありとして、大聲叱呼せる者は彼介石であつた。その独自の立場は必ずしも單なる保守固陋のものではない。兎に角一つの理論を有する點においてそれとは異なる。しかも彼は國を愛する熱情に燃えてゐた。この二つの點で彼の書いたものは、時代の大勢とは相反するものであつたにも拘らず、今日なほ生きてゐるのである。

最近最も熱心な介石研究家として知られてゐる淺野研眞氏に依つて、「富國策建白」と題する介石の建白が翻刻された。それは明治七年介石が明治新政府に建白して、その諸政策を彼自身の獨自の見地から徹底的に批判したものである。全部三篇から成るが、二十三項

に互つて、新政府の方針の誤れることを縷々として指摘したものである。後年(明治十年)米人フルベツキが海外交通の利害に關し懸賞論文を募集するや、介石これに應じて、その有害を論及し、彼の没後明治十六年に刊行された有名な「點取交通論」や明治十一—十二年の著作「栽培經濟論」と同じ立場に立つものである。それらの立場はこの「富國策建白」に最も明瞭に描き出されてゐる。

それならば彼獨自の立場とは何か。第一に彼は人間は自然に従つて生活するのが最善であると信じてゐる。日本には日本特有の地味風土があり、西洋には西洋特有のものがある。それらの特有な地味風土からそれぞれに獨特の人間生活が生み出されたのである。それだけに違つた西洋の生活をそのままに移植しても、わが國では決して成功する筈がないといふのである。これは確かに正しい。唯介石はこれをあまりにも極端に、徹底的に主張したのである(この徹底的な點は彼の議論の特徴の一つである)。差別相をあまり強く見過ぎたため、人間の共通性を忘れたかの觀がある。「一に衣食住天授の別とは、我日本と西洋とは衣食住共に天より授與する所大に異なり」とし、西洋文明を排斥し、改曆、洋席、斷髮、

服制、學問、養獸、立禮、煉化(瓦)造、鐵道、兵制等に至るまで、西洋風の移植を否認した。彼は西洋の事物は「學んでも學ばるる事に非ず。學ばれざる事に徒なる財を費す、是より國の害たるは無し」と斷定するのである。

彼の議論の第二の特徴は消費を中心とした經濟論であることである。一國の産業を發達せしめんがためには、その産物の消費を盛んならしむるより外にない。徳川三百年間の經濟の著しい發達はこの消費を盛んならしめたことにある。「天保年間、水野越前守大儉約を令して、三都の疲弊を生じたる如きは、物品消費の道の盛なるは我國の經濟の妙術たる事を知らざる故也」と批評してゐる。これは一種の購買力説であつて、購買力の増大が一國産業の發展に大なる効果のあることは明かであり、間違つた議論とはいへない。唯購買力がどうして作られるかといふ點で、彼の議論は首肯し難い。即ち彼は屢々繰返して「日本は消費の道外に狭く内に廣く」、「外國は消費の道外に廣く内に狭い」といふ。換言すれば日本品は國內市場だけで外國市場が狭いといふ意味である。従つて日本では國內市場の購買力を増大しなければ、日本産業は發達しないことになる。そこで彼獨特の富國策が案出

される。

介石曰く。「何れの國たりとも、消費膨脹力に依て富國の法とは致す事なれども、我國の消費膨脹力は、外國に比類無き別途の法なり。之に就て三ヶの大事の心得有り。一に大用暗行の大事、二に無用化<sub>レ</sub>用の大事、三に人數消費の大事。」この三つの大事の内、最も重要なものは第三の人數消費の大事である。即ちわが國は人間が多いから、その人間を種々なる方面に使用しなければいけない。然るに汽船や鐵道、武士の廢止等、「御一新以後、人を消費すべき道の塞がりたる事數へ盡し難し。」米穀の消費する途といふのは、その消費多ければ、米穀高く、日本第一の國産が盛んになる。「其米を消費する處の人も亦是れ賣たるべし。此理よりいへば、遊藝遊職たりとも、亦國の賣たるべし」といひ、第一等の國賣は舊藩士、第二は三都及び城下、第三は酒造家、第四は社家、寺院、醫者、俳優、娼妓、等の遊藝遊職類、第五は處々の氏神祭、家家の祖先の忌日祭、誕生日の祝、及び五節句等の式日であるといふ。かくして彼は「我國は國の廣さの釣合より見れば、人口甚だ多きに過ぎ、又人口の釣り合よりは米穀甚だ多きに過ぎたる故、此二つを快く消費すべき道立ざ

れば、國必ず貧倒すべし」(一四二頁)と結論する。

以上の二つの點、日本人に日本特有のもの以外は習得し得ずとすること、わが國産業の發達にはわが國の産物を消費すべしといふことを結びつけければ、どうしても西洋文化移植は日本衰微の根本とならざるを得ない。有名な「ランプ亡國論」の起る所以である。彼はこれを兵備にすら適用するほど徹底してゐる。洋式の武器を使用するためには、銃器を外國から購求しなければならぬ。然るにそれらは年年に進歩する。日本人は生來手先が器用であるから、機械を發明せずに濟み、又將來も發明することはない。従つて銃器のやうなものも年年外國から購入しなければならぬ。それだけでも日本は衰微するだらうと説いてゐる。彼は外國品使用には絶對反對である。

以上私は彼の根本思想だけを紹介した。明治維新以來の急激な歐化主義は多血質の彼をして奇矯に互る言行をなさしめたのである。舊き商家が倒産し、古い産業が廢滅し、失職する者も多く、身分的秩序は破れてゆく。「戊辰以來諸縣の暴動殆大小百ヶ處に及ぶ。その甚しきに至ては縣廳を焚き縣官を殺す。筑前の暴動は刑を蒙る者十餘萬に及べり。是れ遠

くは神武帝以來、近くは徳川家二百五十餘年の間に如く此甚しき暴動未だ曾て聞かざるところ、是を以て徳川の政を思ふもの日日に多く、王政を怨るもの日日に倍す。是れ王政に喜ぶべき處ありて、天下の民誤つて怒るものあらんや。喜怒の情は不得止より發す。制せんとするも制すべきものにあらず。」時事日に非なりとの感を抱いた彼は三十數回の建言をなしたといふ。彼の議論が極端に保守的であつたのも、かかる時勢を背景として考へる時には、十分理解し得よう。なほこの「富國策建言」中には幾多聞くべき議論もあり、銀座煉瓦街に對する批評の如き興味多き評論も少なしとしない。殊に淺野氏もその凡例にいはれてゐるやうに、「現下の非常時に對しても、多くの示唆を與へるものがあらう。」

元より彼の意見はそのままに採用出来るものではない。古い組織が破れ、新しき組織の建設の未だにその緒に就かざる時、この種の議論の生まることは又止むを得ない。

(昭和十四年三月)

## 明治維新と商家心得書

## 一

明治維新の變革が一般庶民階級に及ぼした影響の甚大であつたことはいふまでもない。すべての制度が一新されると共に、人人の心も何となく改まつたやうな心持になつたことであらう。殊に對外貿易の發生から起つた新しい經驗は庶民階級に對し今までにない革新の氣持を生ぜしめ、一種の自尊心をすら有つやうにさせた。經濟上の諸制度が一變しつある際、各自の心持も従來の如くあつてはならぬと感ずるに至つた。舊來の陋習を破るといふやうな感じが、その程度の差こそあれ、人人の胸中に存するやうになつたことであらう。

維新の變革が如何に強く人心に影響したとしても、庶民階級の思想を急激に變化せしむることは困難である。彼等の思想の根柢には永い間培れた徳川時代の主従觀念、封建的思想が強く残つてゐた。少數の先覺者の間には早くから極端な西洋思想が説かれてゐたにも拘らず、一般には舊思想の傳統が明白に認められる。しかし彼等は封建的思想を墨守してゐる他面において、幕末期から現はれてゐた近世的合理觀の影響を受け、さらに維新の經濟的激變に刺戟され、新しき生活秩序に對す適應を試みるに至つたのである。従つてここに一種の過渡的形態を生ぜざるを得なかつた。徳川時代にあつて商人は士農工の下位にあつて、一般から卑賤の者とされてゐた。しかし商業そのものは決して無用のものとも考へられず、又必ずしも卑賤とは見做されてゐなかつた。

「およそ商のみちとは、金銀をもつて物を買とり、利倍をかけてうれる事をのみいふにあらず、商の字の心は商量といひて、物の多少好惡をはかりて用をなし、利徳を得るはみな是商の類なり、いにしへは金銀をつかふ事なくて唯ものをもつて物に易たり、これを交易ともいへり、都て物の多少高下を量、損益を考へて、高利をとる事なく、有所の

物を以て、なき所の物にかへ、我國の物を持行て、人の國の物にかへて、天下の財物を  
通じ、國家の用を達するを、眞の商人とはいふなり、<sup>2)</sup>

この種の流通交易の議論は一般識者からも是認され、商業道德論として、やがて町人階  
級の自尊心を構成する基礎ともなつた。しかし商人の利得追及欲が益々甚だしくなるにつ  
れ、一方極端な町人無用論、商人遊民論が現はれると共に、他方商業官營論を生ずるに至  
つた。さらに幕末期においては本多利明、佐藤信淵等の帝國主義的商業發展論さへ現はれ  
て來たのであつた。<sup>3)</sup>

識者の理論が如何に發展しようとも、實際經濟上において勢力を有してゐた町人階級は  
封建的屈辱を受けながらも、漸次に社會的地位を向上し、自信の念を強めてゐた。しかし  
それは鎖國的徳川封建社會においてであつた。安政以後の新しい社會情勢については何ら  
の見通しもなかつた。彼等の自信も全く役に立たぬ新しい社會に當面したのである。私は  
今ここに徳川時代と明治初年の商人心得を比較して、明治維新の變革がこれら町人階級に  
如何なる影響を與へたか、又これら町人階級の觀念中に過去の殘滓が如何に多かつたかを

明かにしようと思ふ。

- (1) 拙著「徳川時代の經濟思想」第一部第四章經濟論の轉化參照。
- (2) 西川如見「町人叢」卷之一。
- (3) 前掲拙著第一部第三章商業論參照。

## 二

徳川時代における町家心得書の代表的なもの一つは伴蒿蹊の「主從心得書」である。  
著者伴氏が近江八幡の豪商の子として生まれ、江戸大坂において疊表や蚊張等を商ひ、他  
方有賀長伯に學び、有數な國學者であつたことは誰も知るところである。本書は寛政五年  
(一七九三)三月著者がその實家の主人及び別家に與へた心得書である。<sup>4)</sup>第一に「主人心  
得の事」三ヶ條を掲げ、次いで「親類互に心得の事」一ヶ條、「別家手代中の事」一ヶ條、  
最後に「本家支配人店店支配人の事」二ヶ條を記してゐる。

この心得書に現はれた思想は少しも商家獨特の特徴はない。當時一般庶民の修身處世の

途を説いたものに過ぎない。恰も心學が庶民の道德を解説するのと同一筆法である。主人としては下を憐み、陰徳をほどこすこと、奢侈、新規を企てず、儉約を守ること、親類、別家等も同様、協力して勤むることを説いてゐるに過ぎない。その特徴を挙げれば第一に徳川時代においては「家」を中心として説くことが普通である。「家は先祖の身心を苦しめ勞し給ひし功によりて、今家徳も相應にあり妻子をやすく養ひ衣食に不自由なく、召使ふ人もあまたあることなり、」故に主人と雖も、「吾は即先祖の手代なりとおもふべし」と教へる。

次に身分觀念である。支配人は「全體上と下との間にありて平生行儀作法を正すべき」ものであり、「末末の手代小者に至るまで引廻す役儀である。そして上下の秩序整然として、禮儀を正し、本家を中心として、一門を繁榮に導くことがその理想であつた。

かかる觀念は當時一般の通念として何人も疑はぬものであり、又さらに後世までかなり強く残存せる思想である。これに反して次ぎの如き商業道德は後に著しい變化を受けた點である。即ちすべての事柄について新規を否定し、消極的なるをよしとする徳川期の處世

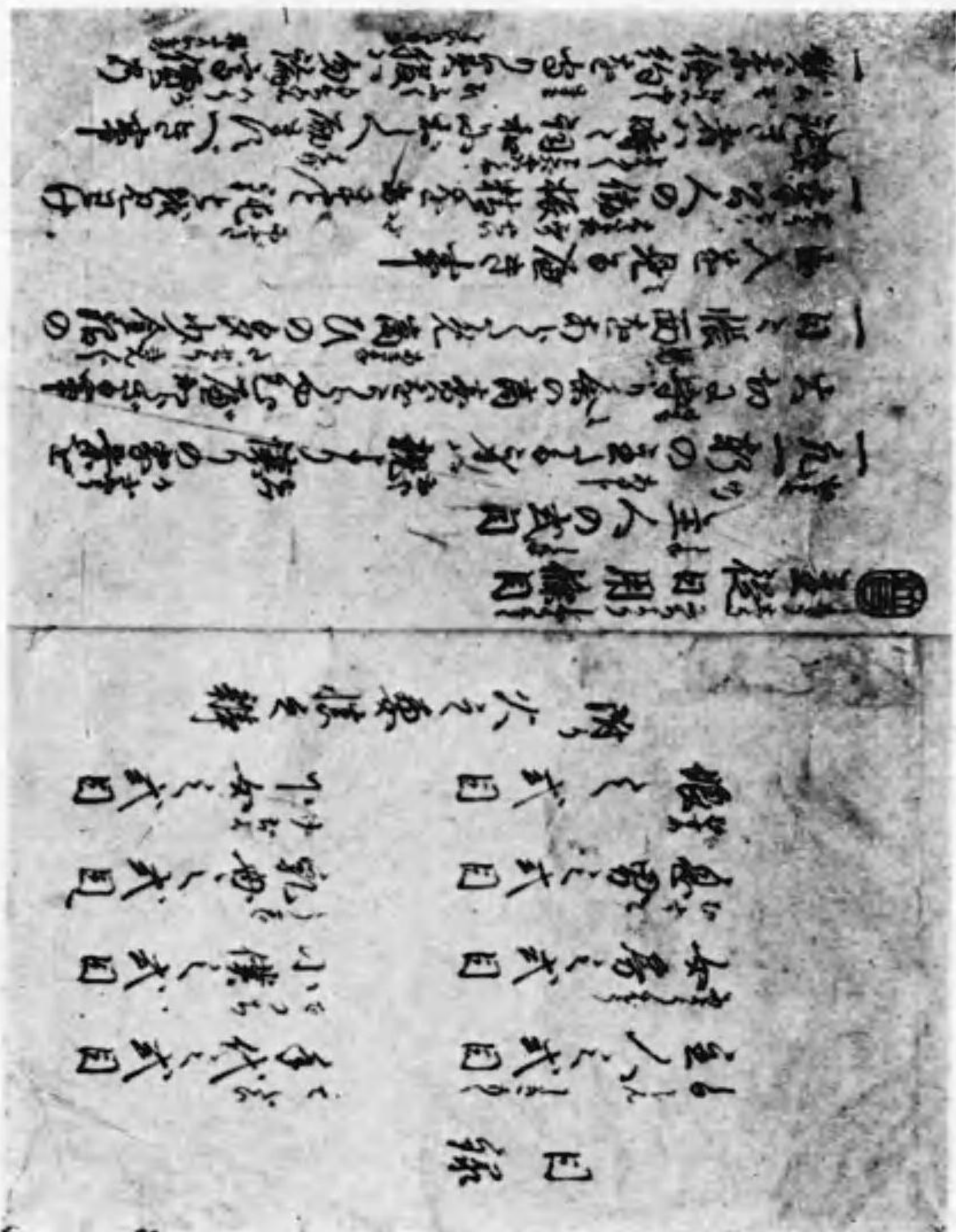
觀である。本書には經營について特にこの點を述べてゐないが、生活態度について「世間はともかくも此方は古來あり來りの通りなるべし」といつてゐる。又經營法についても、「たとひ眼前利のある事にも、他の家徳を奪ひなどすることは小利大損なるべし」といひ、又「他人へ對しては無理をせよ勘定さへよければよし、自分は正直に主人へ奉公をせよといふことは道理ならず、一筋なるものなり」といふが如きは、何れも商業道德として心學などにも多く説けるところであるが、實行といふ點になれば、すでに當時においても困難であつたらう。

さらに同一傾向の著作を今一つ採れば、善次郎事、池田義信の著に「主従日用條目」といふのがある（第十一圖参照）。著者の何人であるかは知らぬが、弘化二年（一八四五）に板行されてゐる。前者の如くある特定の商家の心得でなく、一般商家の掟を説けるものである。「主人の式目」十三條、「女房の式目」十二條、「息男の式目」八條、「娘の式目」七條、「手代の式目」十條、「小僕の式目」十一條、「乳母の式目」八條、「下女の式目」十條を挙げ、それぞれその後懇切に訓戒を與へてゐる。



「凡一軒の主たる身は親より譲りの家業を大切に守り餘の商買をうらやむべからざる事」を第一に擧げ、その職業の先天的に固定せる旨を明かにし、その身分相應の生活をなし、奢侈ならざるやうに訓戒してゐる。「家宅に花美を飾らす質素にして無益の物好無用の事」、「衣服髪等古道におとなしく分限不相應の形すまじき事」、「遊藝は分限に應じ謠生花薄茶手前等は少々心懸るとも三絃淨瑠璃其他の藝は無用たるべし」、「これら分限に應じて生活の限度を立つことは勿論當時における一般の處世法であつた。

ここにも亦前述のものと同様の商業道德が力説されてゐる。即ち「商ひに高利を食らす物を買しめず萬正路を守不實有べからざる事」、「主人より定めめの利口錢の上を私に賣直し親方へは定の勘定にし私の儲をなし不正の利を取べからざる事」等である。正當の利得以上を取らず、又買占等を行はず、物貨の流通を計ることが、貨幣の未だ資本化せざる以前、——換言すれば貨幣は消費財の購入手段たるに過ぎなかつた頃の——中世的商業道德であつたのである。これらが徳川末期において事實上殆ど行なはれなかつたことは當然である。



「主従日用帳目」 第十一頁

上述の二つの例から吾人は明かに當時の模範的商人が如何なるものであつたかを想像し得る。彼等は中世的社會においてその社會を構成する一分子として、その與へられたる職能を果たすに止まるべきであつた。そこに身分相應とか、又は分限を知ることが強調される。ここで吾人は歐洲中世における社會思想を想起せざるを得ないが、ここでは問題外であるから省略する。<sup>5)</sup> 徳川時代における町人道徳を説く心學書と同様に、これらの心得書は商人の積極的商略については全く説くところがない。僅かに「日日帳面をあらため商ひの多少金銀の出入を見るべき事」等と記してゐるに過ぎない。商業上の規定はそれぞれの仲間組合の掟に一任してゐる。殆どあらゆるものが株となり、仲間を構成してゐた當時において、個々の商家が勝手に經營法を定むることはかなりの困難があつたことであらう。それらの仲間の定が獨占排他的性質を有してゐたことは明かであるが、他方において表面的であるとはいへ、公儀のため、社會のためを明記するのを普通としてゐたことは、前述と同様の商業道徳に影響されてゐたものと見られる。ここにそれらの仲間の定を紹介することは煩雜であるから省略する。<sup>6)</sup>

(4) 本書は「通俗經濟文庫」第十二卷中に印行されてゐる。

(5) 例へば中世における隣人愛の思想、又はトオマス・アケイナスの次ぎの議論の如きである。

「正義は他人との關係において人を支配する。今それは二つの道で起り得る。一は他の個人との關係であり、他は他の一般との關係である。人が社會に奉仕する限り、その社會に含まれてゐるすべての人人に奉仕する。従つて正義は、正しき字義では、この二つの意味で他人に向けられる。さて、社會に含まれるすべての人は、社會に對しては全部と部分との關係にある。そして部分はそれとして、全部に屬し、部分へのよきものは、すべて全部のよきものへ向けられる。故にあらゆる徳はそれが彼自身に關しようとして、他人に關しようとして、正義の命する公共の利益に關係させられる。即ちすべての徳行は、人を公共の利益に向ける限り、正義に屬する。」(Summa Theologica, II. ii. Q. 58. a. 5.) この種の思想が自由主義没落の今日再び多くの意味を有するに至つたことは注目に値する。上田辰之助氏の論文「社會經濟史に於ける中世紀の再認識について」(「社會經濟史學」第五卷第十號所載) 參照。

(6) 仲間規定の一例としては、拙著「徳川封建社會の研究」第三篇第二章附參照。

## 三

上述の如き状態にあつた町人の思想は維新の變革に際し、如何なる影響を受けたであらうか。西洋の自由思想や經濟思想は慶應年間から翻譯案、あるひは翻譯されて、急激に流入して來た。福澤諭吉、神田孝平、加藤弘之等の諸先覺に依つて、相次いで紹介された。そして富國策の一つとして商業が鼓吹されるに至つた。加藤弘之の「交易問答」三卷は明治二年四月に官許を受け、出版されたものであるが、才助、頑六の二人に新舊思想を代表せしめ、問答體に依つて誰にも解るやうに新思想を懇切に説明してゐる。

「今度東京や大坂に。交易場を御開きになつて。ますます交易の盛になる様になさるといふも。即商買の方に御世話になさつて日本國中の諸色のはけかたをよくなさうといふ。ありがたい思召でござる。併御上の御世話といふのも。唯商人に其道を開いて御やりなさるばかりで。別にあれもこれと萬事に御世話をなさるのではござらん。西洋國では。昔王様がいろいろと瑣事な事まで世話をやいたものだそうだが。それはかへつて

よくない事で。誠に商賣の害になる事だそうのごさる。そういふわけだから。當時では先づ第一に諸色のはけかたがよくなる様にさへ御世話があれば。自然と百姓や職人の仕出す諸色が多くなつて。畢竟は日本國の身上が。おひおひよくなるわけで。決して偏屈な先生のいふやうな。馬鹿な理窟は取るに足らない事のごさる。」

福澤先生の「西洋事情」(慶應二年板)を始め、かうした啓蒙的述作がかなり汎く一般に歡迎され、讀まれたことであらう。そして從來の心學書に代つて、その讀者層を侵したところと思ふ。現に私藏の「交易問答」の故の所藏者は愛媛縣西宇和郡安土浦の一商家である。又「西洋事情」の如きは其の發賣部数は偽版を合すれば、二十萬乃至二十五萬部に達したといふことは有名なことである。かく西洋思想の急激なる普及が、舊思想と相合して一般商人の考へ方に多少とも影響したことは認められる。しかしかかる讀書から得る影響は主として一部の知識的商人に限定される。普通の商人に對しては、むしろ維新の經濟的動搖から生じた刺戟の方が大であり、その動搖に適應するために、救済を舊思想に求めたのである。今その一例として明治二年四月二日附の「家風改正錄」と題する一書を紹介しよう

(第十二圖イ、第十三圖イ参照)。

この書の筆者は二代目萬屋五兵衛といふ者である。その最後に附した經歷に従へば、父五兵衛は三河國岡崎在米河内村の産で、江戸に出て、丸屋彦右衛門方に奉公し、後別家して「瀬戸物渡世を營」んでゐた。しかし不幸にして度々類焼して、身上不如意となつた。二代目五兵衛が十七歳の時、父は借財千兩餘を残して死去した。彼は父の舊友淺井藤吉の援助を受けて、家業の挽回を計つた。「是より諸事淺井氏の助力を以渡世を營、一日に小遣ひ錢四拾八文に相定め、藁草履をはき、風雨も不厭、御府内市中をかけ巡り、朝は六ツに起、夜は八ツに寝、渡世のために寢食を忘れ」て働いた。かくして彼は借金を返済し、獨立し得たのであつた。

勿論彼は大町人ではなかつた。その「家風改正書」の奥書を見ると、自分とその妻との外に、支配人與兵衛、新兵衛、直吉、徳次郎の四人の名を記すに過ぎない。又彼が知識的商人でもなかつたから、新思想の書物からの影響も受けてゐない。かつ明治二年といふ早い時期であつたため、舊町人心得に頗る類似せるものであつたことは止むを得ない。即ち

次ぎの如きものである。

- 「一是、迄分限、不應之過不及、此度相改、尙不及拙之者、後可補其闕、
- 「一御法度大切に可守事、
- 「一火之用心之事、
- 「一身之分限ニ應し、儉約ヲ專ラニいたし、吝嗇すべからず事、
- 「一主たる者下を偽ル間敷事、
- 「一家業の爲には寢食ヲ忘れテ可勵事、
- 「一ふ爲なる事は主人たりとも厚可諫、再應ニいたり、於不用者争ひ可諫事、
- 「一諸事行届候と申事は容易之もの、難及事ニ候間、俱々ニ其欠たるヲ補合可申事、
- 「一客興應ハ格別、獨樂之酒ハ壹貳合ヲ限り之事、
- 「一幼少の折から氣隨ニ財を與ひて育ぬれ者、成長の後放蕩ニ成事、
- 「一師匠之外亂舞ニ近き藝人之出入ハ成丈無用、并ニ召仕ハ女子たり共遊藝ヲ禁ル事、
- 「一惣而花美は可除、又見苦鋪も宜からず候事、



(紙表) 種三書定規家商 圖二十第

以後之者因勤功ニ如此、  
右之金子者應變ニ隨而融通いたし、得利潤ヲ、且褒美金兩様共積金ニ仕立、各々爲  
手當と、主人江預り置可申事、  
但シ右積金何程ニ相成候共、渡世筋之義ニ付聊々共不届之致方ハ勿論、格外之不  
作法仕出し候ものハ取上ケ相渡シ不申候事、

- 「一召仕ヲ憐、其親とは意を不可失候事、
- 「一人を遣ひ候もの者各々壯年を憐ミ、身ヲ立可遣ス事、
- 「一是迄之通年々店卸勘定延壹割ハ爲褒美金と差出シ、年限之長短を以割合、尤其年之  
勤方善と悪しきニ依而甲乙ヲ立、配當致可遣ス事、
- 「一新規仕法無利足貸附金

一金貳百兩	與兵衛分
一金百三拾兩	新兵衛分
一金百兩	直吉分

「客内の書目條方店」(ハ)「控の日帳御」(ロ)「録正改風家」(ナ) 圖三十第



「一 猥リ之義有之候ハ主人たり共不了拜候事、

「一 下之ふ調法者支配人之落度ニ候事、

「一 聊たり共渡世之品を私にいたし候ものハ免しがたく、右ふ届之旨乍存押隠候ものハ、爲過料と其年之積金ヲ取上ケ候事、

「一 何様ニ申聞候共、理非之無辨者ハ不可仕候事、

「一 主人の家は其身を立ルの本源たる處、數年勤候にいたりてハ家業ニも馴、其屋ニ而者格別に被用候ヲ己カ才覺の勝れたりと心得違致、驕慢之心發り、主人の慈悲ヲ致忘却、其家を離れて難澁ニ陥入り候類事、世間之見聞不少、誠に淺ましき事ならず哉、商人は正直柔和にして、世間の融通專一たり、又奉公之道は我トいふ心を捨テ可勤、時之至ルを待て主人と我とのちからを合テ一家を保ハ安樂繁榮可有事、

右之條々家風致改正候間、堅可相守候、以上、

奨勵金として壹割の褒美金を與ふることと、貸附金制度を設けたこととの二つの外は、全く従來の商家心得と變るところなく、全然一種の家訓であり、修身書である。未だ新時

代の思想的影響を全然受けてゐないものである。その指導精神は心學の哲學である。恐らくこの種の掟書は徳川時代から明治初年に互つて、大小の商家の間に、盛んに作製されたものであらう。

(7) 「交易問答」卷之下二一—三丁（本書は「明治文化全集」第九卷に收容されてゐる）。

(8) 石河幹明著「福澤諭吉傳」第一卷四七二頁。その他。

四

右のものと大體同一傾向のものではあるが、明かにより以上に制度化されてゐる他の一つの文書を紹介しよう。それは前掲のものより四ヶ年あまりを隔てた明治六年九月のものである。「御條目の控」とは表題してゐるが、勿論ある商家の心得書である。全文十五條から成り、後にさらに一ヶ條を附加してゐる。表紙に北畠奥と記してあるのみで、如何なる商賣であるかは未だ不明である。兎に角次ぎに條を追ふて紹介しよう（第十二・三圖参照）。

「第一條

「一朝廷より被仰出候時、御布告之趣（厚）奉裁致、且火之元嚴重（ニ心得候義は）之義は勿論、主用御得意先御客取扱大切ニ可致候、家風掟之廉と堅く慎、其身之分限を相守可申事、」

括弧内は後に張紙訂正してある文句である。以下朱で直してある箇所は何れも括弧をし、て置いた。この最初の箇条は前の例と同じく徳川時代の五人組帳や仲間規約に傳統を引く御定りの文句である。唯公儀よりを朝廷よりとした差違あるのみである。第二條は、

「一帳場勤を初、見勢奥勤末、（之者ニ）ニ至るまで、主用ニ而御役所向其他之御得意先、且私用共、都而其都度と帳場へ相答他行致、用向相濟次第、午後六時迄歸店致、其旨を相答可申事、」

この箇条には明かに後で附した但書がついてゐる。即ち「但し延刻ニ相成候用向は其事實を答辨限相延可申事。」第三條は、

「一以來御得意先品物代請取扱申付、其使之者より其懸り（之者）ニ不拘、一旦金子帳場へ納之上、其懸り（之者）江相答可申事、」

「但し使役子供一統相心得可申事、」

「第四條

「一食事入湯其外引籠用向之節ハ、銘と申合（セ）精と見勢差支ニ不相成様取斗可申事、」

「第五條

「一年齡二十二歳以内たはこ入取持致候義は不相成候、御給金頂戴無之内ハ紋付衣類等決而不相成候、下駄雪駄等も右ニ可應候事、」

この第五條の如きは一種の階級別を設け、細いことにまで干涉規定する遺風とも見られる。

「第六條

「一銘と持前役向ハ格別（ニ）信義を用ひ相勤可申事、」

「第七條

「一見勢先江新規申來候御得意先之儀は、勝手ニ差出候義ハ不相成、以來藥店帳場江書出候取扱方申付候間、其時と代金取纏メ候上、本店帳場へ相納可申候事、」



「第八條

「一能々（銘と其身之）禮儀を盡し、其信儀を辨（へ）、其商業ニ勉強（勵）致し候者は住  
込順之新古を不論、登用可致候事、

「第九條

「一元服之後壹年以内子供勤兩様（之心得ヲ以）相勤可申事、

「第十條

「一譬一季勤之者たりとも用向ニ辨し、實體之見込有之候者は、出世奉公人之列ニ登用可  
致候事、

「第十一條

「一銘と持來リ御得意先代金速ニ取纏候者は毎月賞銀切手を相渡し可申事、

「第十二條

「一臺所奥一同合併ニ而勤來候夜番之儀は、當酉七月改正之通り相心得可申事、

「第十三條

「一臺所奥隅と掃除之際は朝夕共行届キ候様精と申合、是迄通可相勤可申候事、

「第十四條

「一以來御給金頂戴以下之者、子共ニ至る迄、毎朝帳場役之者江禮儀をつくし可申事、

「第十五條

「一以來何用不限不審之儀致候者、後日相顯るにおいてハ其罪同斷可爲事、

「右之條と堅く相守可申、萬一家法相背候ものハ無用捨、暇を出遣し可申候間、末々の者  
ニ至る迄、心得違無之様、商業ニ精勤致可申事、」

さらに追加として次ぎの如き規定を設けてゐる。

「一以來給金以下之者、呉服物其他何品ニ不限、取寄致候條不相成候事、

但し給金頂戴致候者たり共ふ相應品と取寄、通帳ニ付□候義不相成候事、」

その後には非常の際の心得として、「非常之節奥藏南窓壹ヶ所、東窓貳ヶ所并ニ風窓共、  
見勢藏西窓貳ヶ所、東窓三ヶ所、表裏大戸口、右之箇所ニ見勢奥一同常ニ手抜無之心懸置  
可申」と記されてある。その後は二葉あまり白紙で、次いで各掛り掛りの名稱及び人名が

記されてゐる。役名が明治風になつてゐることに多少の興味があると思ふから、掲げて置く。即ち諸般事務取締一名、家政事務差次、持出風呂敷取調一名、日々出入金銀取扱、月末勘定懸、諸得意先計算懸一名、在方帳仲間帳介一名、細工帳（非常之節兩藏箇所窓、防方、人歩進退加勢）若者頭一名、新規得意先出入役、新版物代價懸一名、仲間帳（非常之節兩店諸帳面持退、人歩進退加勢）一名、差紙取締、見勢番一名、諸懸御用聞二名、見勢番一名、その他細かく各自の役割が記されてゐる。

第一の例よりも遙かに多數の使用人を使役してゐる大家だけあつて、種々なる點において前者よりも制度化され、商家の規約たる形式を具備するやうになつた。勿論明治二年と明治六年とでは、僅か四ヶ年の隔たりではあるが、この間における世態の變化の甚だ大であつたことも勘定に入れなければなるまい。しかし兎に角この例は前のものとは違つて、單なる心得書ではない。心學の影響も殆どこれを見ることが出来ない。記述は事務的になつてゐる。しかしすでに一二指摘して置いたやうに、それを貫くところの精神は舊時代の精神である。分限を守ること、奢侈をなさぬこと、上に立つ者の節度に従ふこと等、全體

として封建的氣風が充満してゐる。又事實當時の社會において依然として古い丁稚制度がそのままに存續して居り、所謂給金取との差、一季奉公人との違ひが明かに條文の上に示されてゐる。この點においては第一の例と何ら異なるところがない。そこに又當時の商人の心理状態が窺はれるやうに思ふ。

五

最後に明治七年一月に作られた横濱の野澤屋本肆、茂木氏の「店方條目書」なるものを紹介しよう。「神奈川縣管下」と記しある卦紙十葉に認められたものであるが、同店が貿易事業に關係あるだけに、明治初年の對外貿易商人の一斑を知る上に頗る興味ある資料であると思ふ。全文廿五ヶ條からなる。即ち次ぎの如し（第十二・三圖参照）。

「條目

「一天朝御布達之御定律並縣廳時、御布令之趣は勿論、當港仲間商法規則、別而當家店法堅相守可申候事、

- 「御得意様太切ニ仕リ、實直第一ニ致、賣買向精ニ可致候事
- 「當店之儀ハ外國人交際之商業ニ付、格別入念致、ふ都合無之様可致事、
- 「先相場前約定之商致間敷候、御得意方御頼等ニ而無據節、慥成見留め有之候共、談事之上ニ而取極可申候事、
- 「自分一己之存寄を以、商法仕間敷候、慥成見込有之は談事之上可仕事、
- 「奢ケ間敷儀一切仕間敷候、惣而物毎共随分質素ニ仕リ、諸事無益之儀無之様心懸ケ、衣類其外美麗之品用ひ申間敷候、尤勤向役柄格式之差別も有之候得共、成丈ケ身分相應之義、決而致間敷候事、
- 「格式は別段、役柄勤向ニ甲乙ハ無之候、臨時役替等も可有之候間、諸役共見習置、後日相勤候様心掛ケ可申候事、
- 「帳場ノ勝手掛リ之者ニ至迄、銘々之役向ニ勉強致候は勿論之儀、假令別用ニ候共、一家之用事ニ而自他之差別は無之候間、相互ニ助合、早速用辨相成候様可致候、且都合之事共有之は、心付遣シ、相互ニ助ケ合扶助可致候事、

- 「火之本太切ニ仕リ入念致、時々見まわり心付居リ、非常之義有之共、差支無之様、常用意致置可申候事、
- 「夜中戸締リ嚴重ニ致、盜賊之難無之様仕リ、夜中猥リニ出入仕間敷事、
- 「重立候者壹人宛泊リ番相勤可申事、但當番之者は嘗々翌朝迄之取締リ役ニ而、万事ニ關係致候義ニ可心得事、
- 「別宅之者は早朝出勤可致事、但シ用事相濟候上は、日暮一時間速候ハ、斷之上歸宅可致候、店無人之節は見合候而、差支無之様仕置、其上歸宅可仕事、
- 「泊リ番之者病氣其外差支之節、頼合代り之者差出候得ハ不苦候事、
- 「非常之節早速出頭可致候事、
- 「商用無之閑暇之節たりとも猥ニ他出致間舖候、若無據用事有之候ハ、重役之者江相願他出可仕候、私用ニ而他出致候儀、暫時たりとも斷なく出申間敷候、祝日ソントー等ニ而休暇有之遊歩致候共、是亦斷之上他出可仕候、尤替り合致、店奥共無人ニ不相成様致置可申、晝は日暮限り、夜は十時迄ニ歸店可致事、

「一勤役中身持よろしからず、行體ふ束之義共有之者は、内々異見差加改心致候様可仕候、猶不用(行)ニおゐてハ、其段早々主人方江可申立候事、

「一今般銘と給分相定、月々相渡候上ハ、臨時之貸金決而相成不申候事、

「一商法利徳金之儀ハ、諸入費仕拂之上、殘金高諸掛リ一統江規則定法を以、割渡遣シ可申候事、

但割請金は銘々帳場ニ預置、後日銘々開業之資本金ニ可仕様可心懸可申事、

「一此度店法規則改正相定候ニ付而は、一同和合致、主人は親、朋輩ハ兄弟と存、上輩は下を憐、後輩は上を敬ひ、信實を以、一店睦ミ合、一層憤發致シ、倍々家業繁榮相成候様可心懸事、

「一禮義正舗仕、不作法無之様可致事、

「一商業勉強は銘々立身之根本ニ而、當家繁昌は銘々之繁昌、當家之産業は自己之商業ニ而、君臣合併之商法、主人は商會之頭取と相心得居、萬事差圖ニ隨ひ取斗可仕は勿論ニ候得共、事柄ニ寄一同協議之上取斗可申儀も可有之候事、

「一格式役柄年功之差別有之候得共、勤方之次第ニより新古ニ不拘、目鏡を以撰學致候間、其段兼而存居、精勤可致事、

「一勤方之善惡ニより臨時賞罪之儀可有之候、其次第二より格式給分等増減も可有之間、其旨兼而心得居可申事、

「一勤向無情ニ亦は不埒之筋有之者は早速暇差遣候事、

「一主人并ニ重役之者不心付ニ而家事ふ爲之事、又ハ身分ニふ應ふ都合之儀有之類、惣而何事ニよらず爲筋不相成義ハ、無遠慮可申立候、追從詔は言安ク、異見諫言は甚申憎き事ニは候得共、心中ニ存居ながら謙忌を憚り差扣黙止居候は、實意ニ無之候間、信切を以、無遠慮、内々ニ而其筋江可申立候事、

但虚詐を以自分之非を飾り、人ニ詔ヒ、言葉を巧に人を悪敷言成候儀仕間敷候、右様之者は家内一同不和を醸し、後々繁昌之基ニ付、早速暇遣可申事、惣而平日交々厚薄親疎を以、依怙風負之儀、堅仕間敷候事、

「右は今般規則改正致、前條之通相定候、依而者一同篤と相心得堅相守、銘々精勤可被致

## 候事、

以上二十五ヶ條の後に、在勤名簿を掲げ、二十四名の姓名、就職の期日を記し、その中九名の者だけが捺印してゐる。さらに少し餘白の後に、「條目追加部」として、次ぎの一條を記してゐる。

「一新参若者兒共等は是迄諸向之世話奥ニ而致來候處、今般改正相成候上は銘、給分を以身分營可申は勿論ニ候得共、者每ふ行届ニ相成可申間、重立候者ニ割合、衣類其外當人ふ行届ノ義ハ心付遣シ世話致遣候様可仕候、尤當人月給を以仕拂致遣シ可申候、万一臨時無據入用有之、給分ニ而ふ足致候節有之候ハ、其段帳場ニ而購遣シ可申間、纒之者たりとも助成ニ而調遣候事仕間敷候、一同之風儀ニ拘儀ニ付、其旨相心得世話致遣可申候事、」

そして世話をされる若者子供の名前を、重立つ者の名の下にそれぞれ記してある。この追加條目はわが國における丁稚制度の崩潰してゆく一過程を示す資料として興味あるものである。丁稚といはれ、子供といはれ、又は小僧と呼ばれる者は從來全く給料は與へられ

ない。所謂商家において徒弟教育を受けてゐる者である。盆暮に仕著せと幾分の小遣を與へられることがあつたに過ぎない。普通十歳前後にして奉公し、十五六歳になつて始めて僅かな給料が與へられるといはれてゐる。若者とてもその得るところの給料は決して多くはなかつた。今この追加條目に依ると、一切を給料を以つて支拂ひ、奥即ち主人側からは世話をせぬといふのは、明かに從來の慣習を打破したものである。しかしそれに相應した多くの給料が與へられたかどうかは不明であるが、物品給與制度を廢したとするならば、幾分多く支給されたことであらう。かく早い時期にかうした改革が行なはれたのは、恐らく外人相手の取引をする、いはば當時において最も進歩せる商店であつたからであらう。

しかしこの追加條目を除いて、この規定の何處に新しきがあるものであらうか。その全體を貫く精神は前の二つの例と同じく依然として徳川時代の商家心得である。唯從來から存するこの主従觀念と新しく生じつあつた資本主義社會の雇傭契約との矛盾が、これらの條目の中にも見られなくはない。殊に主従一體を主張し、主人は親であるといひながら、賞與制度、積立金制度に依り勤勉を奨勵し、免職を以つて怠惰を戒め、さらに店と奥との

區別を判然とし、各自の給料に依つてすべてをなさしめんとするが如きは次第に移りつつあつた雇傭關係を示唆するものであらう。

## 六

以上の三つの例に依つて、直ちに當時の全般の思想を連断することは勿論差し控へなければならぬ。しかし古い丁稚制度の下に育成された町人が、明治維新に際し、歐米文化の襲來に遭遇して、この新しき世態に面して如何に不安に感じたかは容易に想像される。従來の間屋、仲間の獨占的の制度は漸く破壊されんとし、しかも新しき經濟的秩序は未だ成立し得なかつた時代に際し、一般町人はその向ふべきところに甚だ當惑したことであらう。勿論政府を始め識者は彼等の指導に甚だ勤むるところ多かつた。澁澤榮一の「立會規則」が出たのは明治四年であつた。神田孝平の譯本「泰西商會法則」もその前後に出たものであらう。かの歐米流の會社制度を早く採り入れた丸屋商社、即ち今日の丸善の前身の「丸屋商社之記」が書かれたのは明治二年の早き頃であつた。<sup>9)</sup>しかしそれは福澤先生や早矢仕

有的等の知識階級の指導に依つて作られたものである。一般商人にとつて、殊に個人經營の場合にはそれらの影響は甚だ稀薄であつた。

如何なる時代においても、一方新思想を採用し、新奇を求め、新制度を喜ぶ人人の存する他面には、これらの新奇を追及し、開化を誇稱する人人に反感を抱き、皮相に眩む、輕躁浮靡の俗としてこれを退くる者も少なくない。殊に徳川三百年を通じて、親から子、子から孫へと教へ込まれた封建的訓育は甚だしく強い力を後世に傳へてゐる。若い頃西洋文明に浴した人人でも、何時かその心の中に、昔の儒教的精神を復活させてゐる。元來商人は進歩的なものとされてゐる。しかし前掲の例に依つても解るやうに、番頭の役名は諸般事務取締となつても、帳場格子の中に嚴然と控へて、丁稚小僧の挨拶を受ける昔の番頭であつた。慣習、傳統の力は容易に打破し得るものではなかつた。

しかし時勢の推移は何時か古い制度を破壊して行つた。社會の一部にはなほ古い形態が數十年の後まで残存維持されてゐたが、後世においては最早それは社會的敗殘者の遺物に過ぎなかつた。明治初年においてはそれらは決して敗殘者の遺物ではなかつた。彼等は明

かに徳川時代の指導理念の下にその條目を定めてゐる。しかしこれを設定した當時の一般商家はその指導理念の下に立つ制度以外に、何らの教養機關をも有してゐなかつたのである。森有禮が東京尾張町に開設した商法講習所は新しい商業教育機關の嚆矢とされてゐるが、それは明治八年八月のことであつた。商人として世に立つたためには、依然として志す商家に奉公するより外なく、かかる制度が支持せらるる限り、その指導理念は依然として従來の主従思想に基づかざるを得なかつたのである。彼等は商業上の諸教養を體得するに依つて、——換言すれば中世的訓練に依つてのみ、商業の機微を知り得ると考へた。そしてその體驗に依つて新しき經濟界の變動に對せんとしたのである。この方法が時に商業的天才を有する少數者の成功を生ぜしめ、又これと違つた教育を受けた學校出身者を不適任としたのであつた。従つてわが國においてはこの保守的傾向はかなり後まで殘存してゐた。

前述の新しい歐米流の思想とこれらの中世的思想とが相對峙し、又時には相交錯して、そこに明治維新直後の一種異様の社會形態を生み出したのであつた。吾人は徳川時代の町

人心得書と明治初年の商家の規約と、さらに歐米流直譯の會社規則とを比較對照すれば、明治初年の商人間における新舊思想の混淆状態を知り得るであらう。唯如何なる激變が起つたとしても、社會の諸機構は——假令一時は、又は一部は急激な變動を受けたとしても——全體として急變し得るものではないといふ一例として、ここに商家の規定書を探り上げて見たのである。社會の實質的變化は何時か目に見えぬ間に徐々に移つていくものである。徳川時代と現代とを比較すれば全く隔世の觀がある。しかし徳川末期——維新前後——明治初期——明治後期といふやうに見て來れば、その移り變りは決して甚だしいものとは思はれなく。

(9) 以上の諸著は何れも「明治文化全集」第九卷に收められてゐるから、敢てここに一一引用しない。「丸屋商社之記」は明治二年に記されたものではあるが、印行された年は明治六年十月以後のことであらう。

(昭和十一年三月)

# 明治のはじめ

—資料三つ

## 一 高札

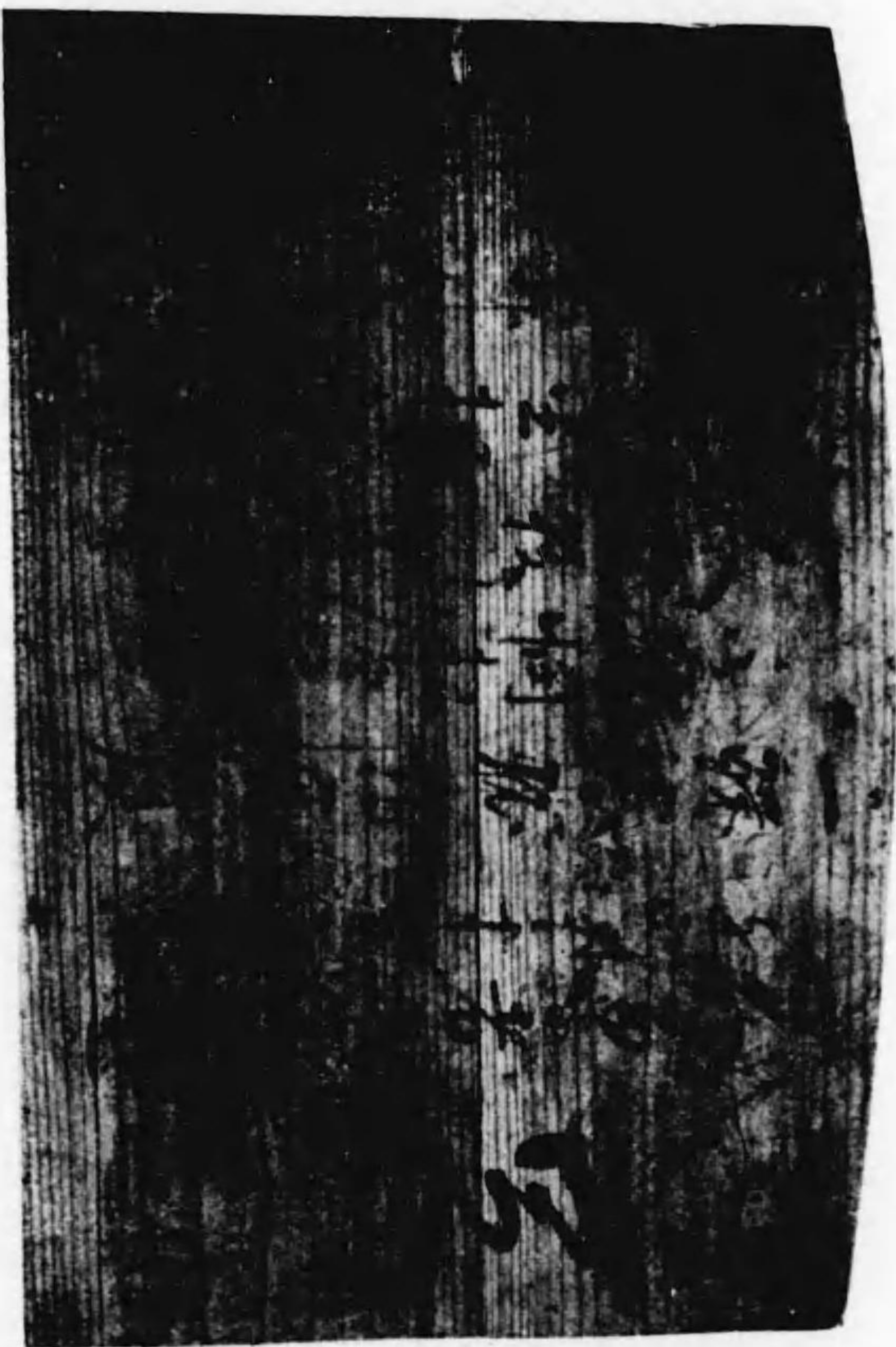
明治になつてからも、幕府時代と同様に、主要な禁令を記した札を高札場に立てて、庶民に示したことは、東京三十六景の「白本橋御高札」の圖にも見られる（第十四圖参照）。今ここには慶應四年、即ち明治元年に太政官の立てた二種の高札を掲ぐるに止めて置く。第一のものは庶民のなすべき途を示したもので、徳川時代のその種のものと同様のものである（第十五圖参照）。

「定



圖の場札高橋本日 圖四十第





札高の得心民庶 圖五十第

一人たる者五倫之道を正しくすべき事

一鰥寡孤獨癡疾之者憫むべき事

一人を殺し家を焼き財を盗む等之悪業あるましき事

慶應四年三月

太政官

因みに政府に依つて慶應四年に發せられた高札は五枚ある。他の四枚の文言は次ぎの如くである。

「定

一何事によらずよろしからざる事ニ大勢申合候をととうとなへ、ととうしてしひてねかひ事くわたつるをごうそといひ、あるひハ申合、居町居村をたちのき候をてふさんと申す、皆々御法度たり、もし右類之儀これあらハ、早々其筋之役所江申出べし、御ほふひ下さるべく事

慶應四年三月

太政官

「定

一切支丹宗門之儀は是迄御制禁之通固く可相守候事  
一 邪宗門之儀固く禁止之事

慶應四年三月

太政官

以上三つは大體徳川時代の所謂三高札に相應するものである。

「 覺

今般

王政御一新ニ付

朝廷之御條約を追々外國御交際之儀、被 仰出諸事於

朝廷直々御取扱被爲成萬國之公法を以 條約御履行被爲在候付而は全國之人民

叡旨を奉戴し心得違無之様被 仰付候、自今以後猥ニ外國人を殺害し或者ふ心得之

所業等いたし候者は

朝命ニ悖り御國難を醸成し候而已ならず、一旦御交際 被仰出候各國に對

皇國之御威信も不相立次第甚以ふ届至極之儀ニ付生罪之輕重ニしたかひ士列之もの

といへとも削士藉至當之典刑ニ被處候條銘々奉

朝命猥ニ暴行之所業無之様被 仰出候事

三月

太政官

「 覺

王政御一新ニ付而者速ニ天下御平定萬民安堵ニ諸民其所を得候様

御煩慮被爲在候ニ付、此折柄天下浮浪之もの有之候様ニ而も不相濟候、自然今日之

形勢を親ひ猥ニ士民共本國を脱走いたし候儀堅く被差留候、萬一脱國之もの

有之ふ埒之所業いたし候節は、主宰之もの落度たるへく候、尤此御時節ニ付

無上下

皇國之御爲に者主家之爲筋等取込建言いたし候者ハ言路を開き公正之心を以其旨趣

を出させ、依願太政官代江も可申出被 仰出候事

但今般總而士奉公人ハ不及申、農商奉公人ニいたるまで相抱候節は、出

所篤と相糺可申候、自然脱走之もの相抱、ふ埒出來御危害ニ立戻り候方

ハ其主人之可爲越度候事、

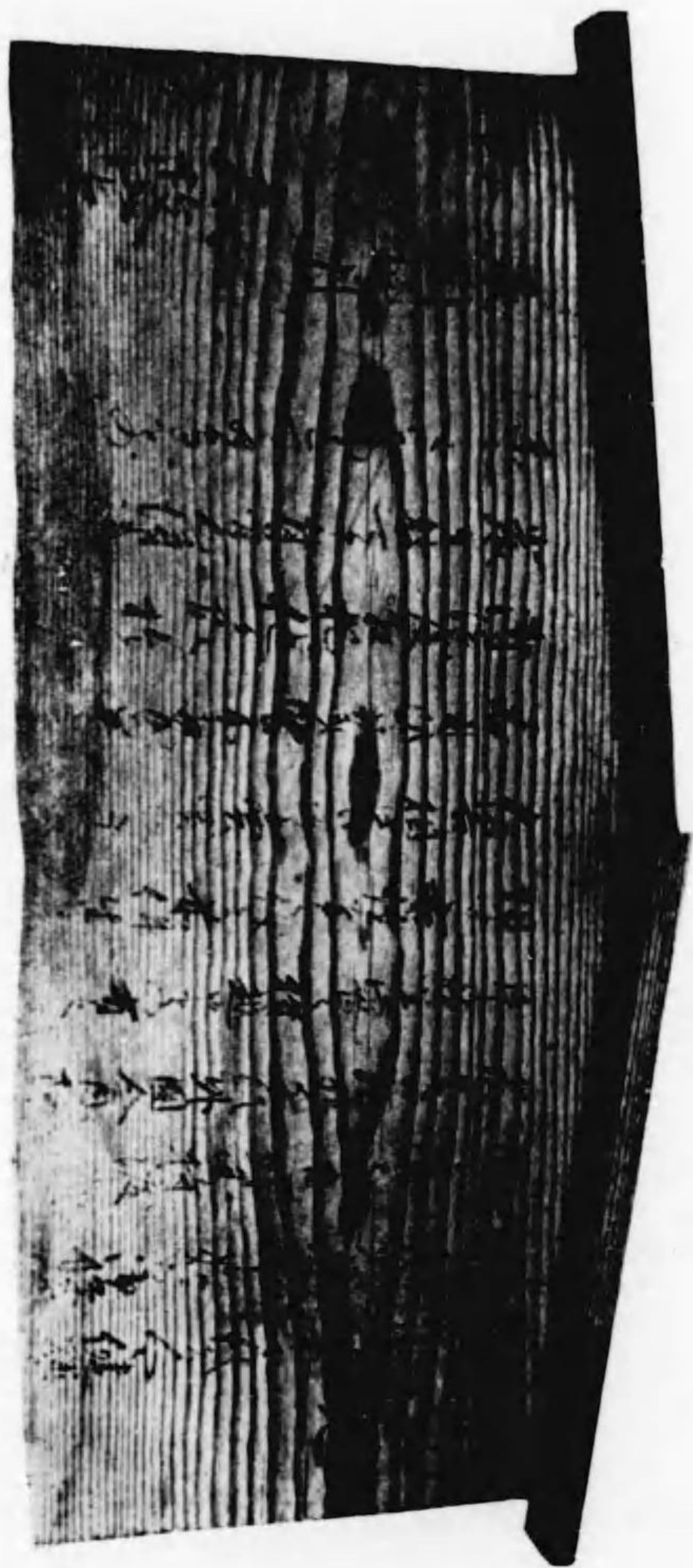
三月

太政官

これら五枚の札の建て方は、後方に前三者を、前方に王政一新に關する二枚を立てることと定められてゐたやうである。

第二のものはそれらと異なり、阿片煙草禁止の高札である（第十六圖参照）。阿片煙草禁止の令は明治元年閏四月二日に神奈川裁判所がその管下に令して、その賣買を禁じてゐるのが「復古記」等に見えてゐるが（第四冊一八六頁）、圖の高札の文面とは終りの方が異なるのみである。又同じく「復古記」に「申令シテ、阿片煙ヲ禁ス」として圖の文面と同様の文言を掲げてゐる（同上七〇〇頁）。同書にはこの方が後に掲げられてゐる。日付は同年同月二十一日の項になつてゐるが、文面には日付はない。その文章の同じやうな點から見て神奈川の方が後なのではないかと思ふ。その文章は次ぎの如くである。括弧内は「復古記」所載のものとの差違である。

「阿片煙草之儀は、人々（之）健康を損し、人命を害し候處ニ而（ニ付）、御條約面ニ有



札高の止禁草煙片阿 圖六十第

之候通、外國（人）持渡之儀は嚴重（禁）ニ候、然ル處近頃外國人之内、阿片煙草密々持越候もの有之哉ニ相聞（エ）、右煙草之儀は前件生民之大害ニ相成候間、賣買いたし、或は吞用ひ候義、堅（ク）不相成候、若御法度相犯シ、他々顯（ル）ニ於而は嚴重（ニ）咎可申付候間、心得違無之様、末々之もの迄可相守もの也、  
この高札は單に衛生的見地から特に取締つたとだけ解さず、支那における阿片戦争と關聯させて見る時に殊に興味が深い。

## 二 戸 籍 簿

明治四年に戸籍法が定められ、徳川時代における一種の戸籍簿であつた宗門人別帳が廢止された。それとは別に次ぎのやうな新しい戸籍簿が定められた地方がある。第十七圖はその雛影である。その作製法は頗る詳細に指示されてゐる。

- 「 人民御保全永世産業を安んぜしめんため戸籍編製被仰付、其法左之通  
一 戸籍の編製名主一支配内を以一部とし、其他名主是を掌る支配内の伍組一二のしる

しを以て分之、一部の紙員多き時は、分て上中下となすも妨なし、

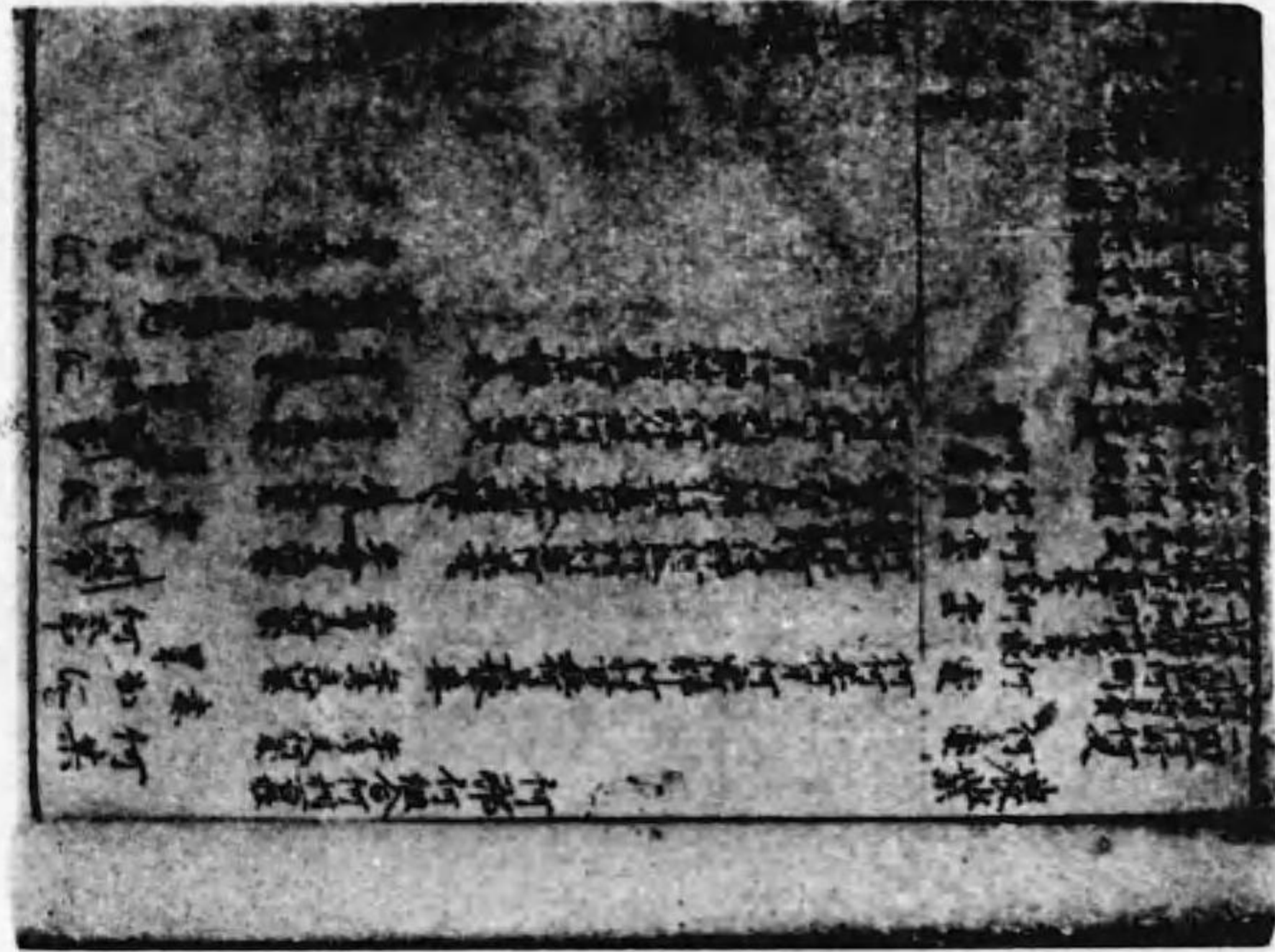
一 表紙武藏國何郡組合何村戸籍と書、左側へ張掛紙にて名主何某支配と書、肩へ年號何月何日よりと記す(第十八圖の實物にこの張紙脱落してなし、筆者記)、役替り候節ハ上へ張掛記す、追々如斯して六ヶ年を経て大改の節に至、盡く張紙を除き、又始の如く張掛紙にて其年當番名主の名を書す、

一 一部の始に此仕法書あるべし(實物には添附してない。筆者記)

一 冊の仕立柿澁引の合せ紙を臺紙とし、一丁の片面へ白紙を堅曲尺九寸横六寸に切合せ張付、是を一家分とす、上四ヶ一の處へ墨筋を引、上を産業井田畠山林船牛馬を記す所とし、下を人名宗門等を記す所とす、

但代替●の節、是迄の本紙ハ其儘さし置、後代の分上へ新に張掛書す、永々如此すべし、幾代を経るといへども其家の系譜明かならしめん爲也、尤一代一枚と限りあれば、年を経て書入數多なるべし、始めより極て細字ニしるすべし、

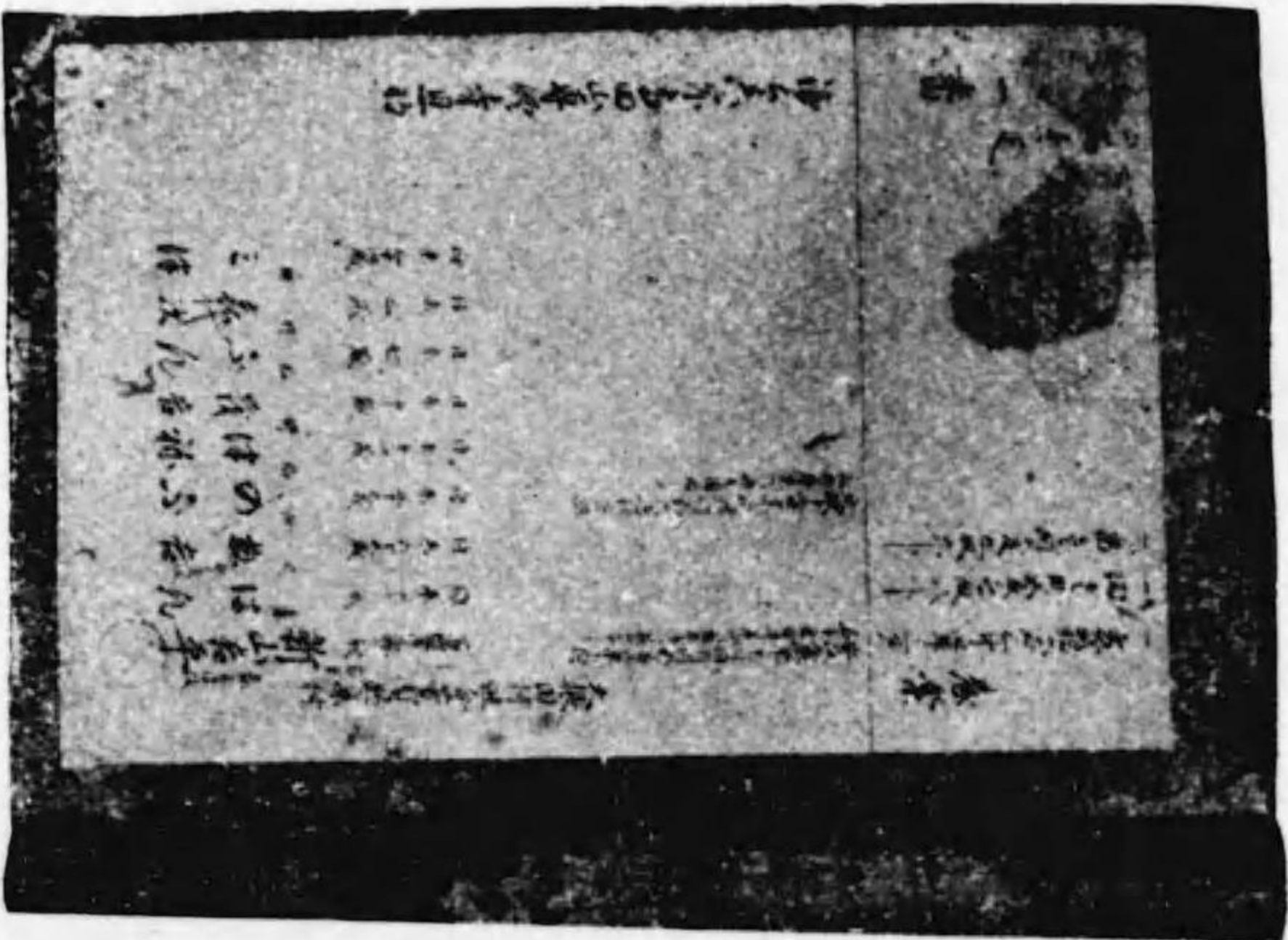
一 臺紙へ本紙張立は五人組を一組々々にて一二のしるしを以て仕分け、一組限り順々



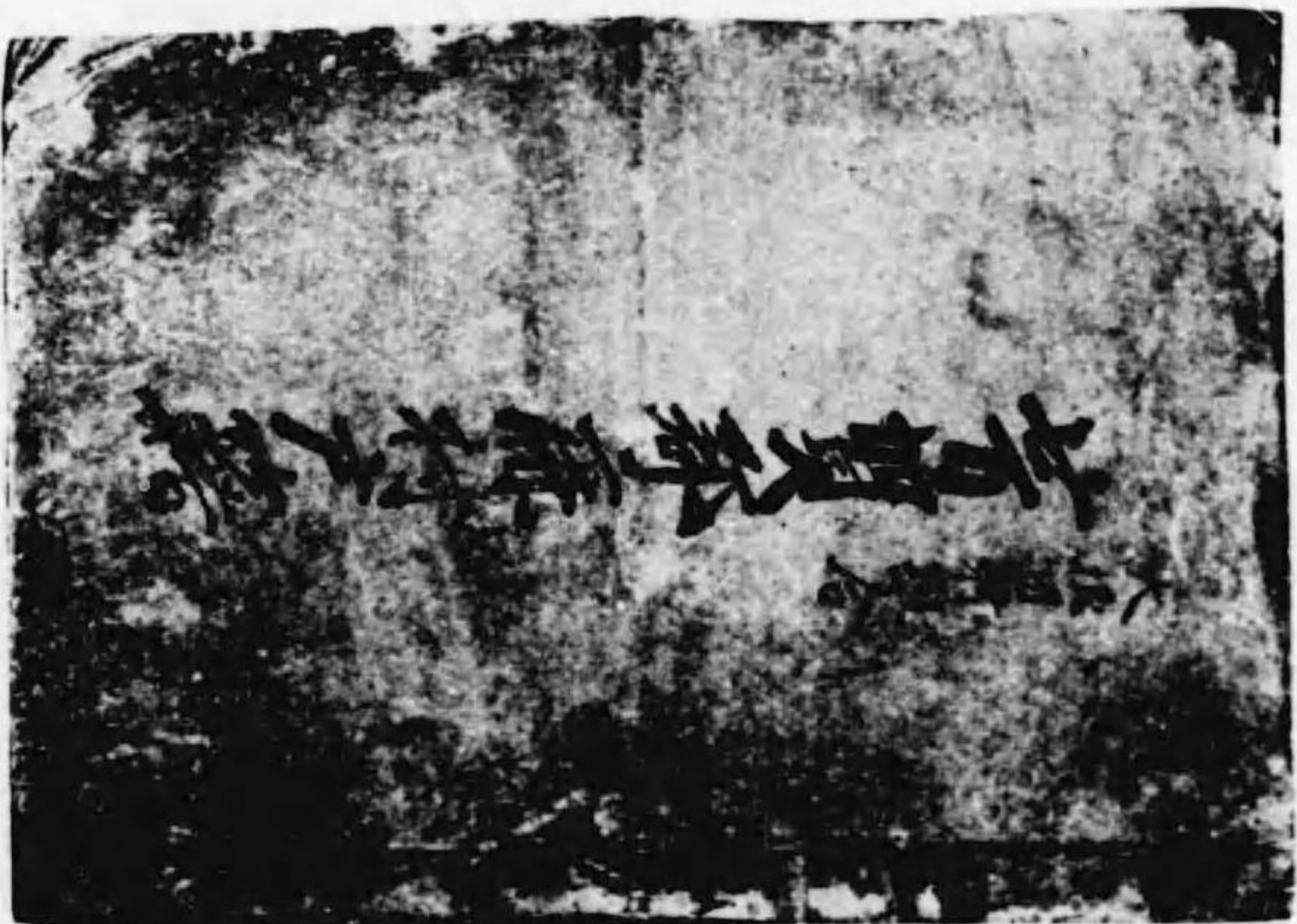
B圖七十第



形鑑簿籍戸年四治明 A圖七十第



B圖八十第



物實簿籍戸年四治明 A圖八十第

次第を追ひ仕立べし、新家出來の節ハ冊末の基紙へ張入相、五人組隔るといへども、右一二のしるしを以て知るべし、

- 一 五人組の内出生死去その外出入有之、度々名主へ相届、名主即座に是を記す、出生は名前を書、上へ年號月日生と記す、死去は名前へ點を掛、上へ年號月日死と記す、
- 一 縁組は貫主の方に年月、親元、處名、名別書入レ、親元の方にハ年月何某へ嫁ス、又ハ何某へ養子に遣スと記し、名前へ點を掛る、若不縁の節ハ双方點をかけ、親元ハ張掛紙にて名をしるし、上へ年月何某方より歸と記す、再縁は張掛へ書入、再々縁は張掛を取除き、又張掛書記し、二重張すべからず、
- 一 他支配へ縁付其外にて其地の暇を免さるゝものハ、名前の上へ年月暇御免、何の何某へ養子又は何の何某家來と成と記し、名前へ點を掛、
- 一 本人又は家内の者にてても年限暇にて奉公嫁に出るものハ、名前の上へ付紙にて何の年より何ヶ年の間暇と記し、立歸る節付紙を取除くべし、
- 一 子孫別家する時は名前へ點を掛、上へ年月別家何組何村へ入と記し、其最寄の五人

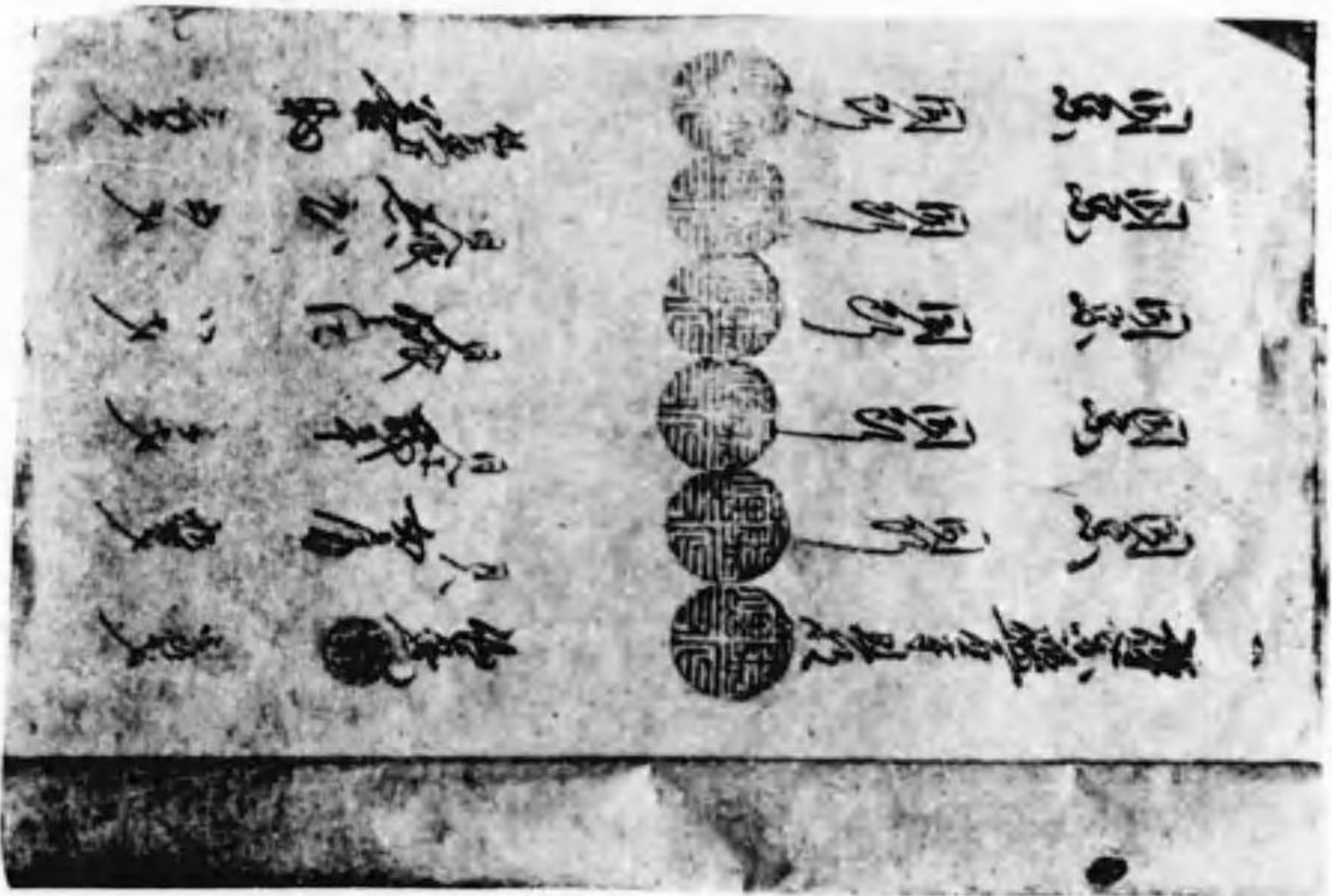
組へ入、新に一家分の本紙へ書載す、若地宿村へ分家する時ハ、年月何宿村へ分家と記し、名前へ點を掛る、他宿村より分家し來るものは、年月何宿村何某方より分家と名前の上へ記す、  
 一 産業、田畠、山林、船、牛、馬等年に一度三月改にて、産業を改れハ肩へ年月改何と記し、最前の分へ點を掛、田畠其外買入る分ハ肩へ年月買得と記す、賣る分ハ肩へ年月賣と記し點を掛、分與分賣は年月分與又ハ分賣と記し點を掛、残る高を新に記す、  
 一 御咎にて村退、宿退、國退等の者ハ名前の上へ年月日何宿村退何所何某へ渡と記、點を掛、請方には名前を記し、上へ年月日何所宿村退ニ付何某より請と記し、望むもの、戸籍へ入、流罪は年月日流罪と記し、名前へ點を掛、  
 暇免なきに他所へ出る者ハ五人組より名主へ申出、役人も共々心遣ひ、早速歸すべし、萬一行衛不知ものハその由相届、戸籍へは年月出奔と記し、六ヶ月の間に尋出し、歸參の趣申出すべし、六ヶ月を過るといへども行衛不知時ハ彌出奔の段届出、其時戸籍へ年月日届と記す、三十六ヶ月を経るといへども行衛不知ものハ、その由申出、戸籍へ年月日除籍と記し、名前へ點を掛、人數を除くべし、家内のこらす出奔の時は届書

入等に同様除籍の節、人別名前の上へに除籍と記し點を掛、代替りの通白紙を張掛へし、  
 一 一部の末に家數、人數、田畠山林船牛馬數を記す、毎年一度三月に改之、追年張掛紙にして六ヶ年を経、大改の節に至り盡く除之、其年の數を記す事又始の如し、  
 一 毎年三月改の節、名主別に美濃紙二ツ折の冊を調、表紙の書體本冊に同くし、左側名主の名前張掛に及はず直に書付、本冊の末に記せる家數人數其外を書載せ、其組合御用會所に差出す、會所において一部内村宿の冊を集めて一部とし、宿村數家數人數其外を惣計し、末に是を書記す、會所毎に如此し、縣廳に藏め置、更に美濃紙二ツ折の冊を調、惣計せる宿村數家數人數その外を書載せ、武藏國何郡何組合何宿村戸籍と表題し、庶務局に差出す、庶務局に於て諸郡の冊を集め一部とし、又是を惣計し、末に郡數宿村數家數人數その外の數を書載せて藏す、  
 一 六ヶ年を経大改の節の次第も前條の如くし、七年前の家數人數其他とその年の數と計り較べ、増減を書記す、順次に是を計らふ事前の法の如し、

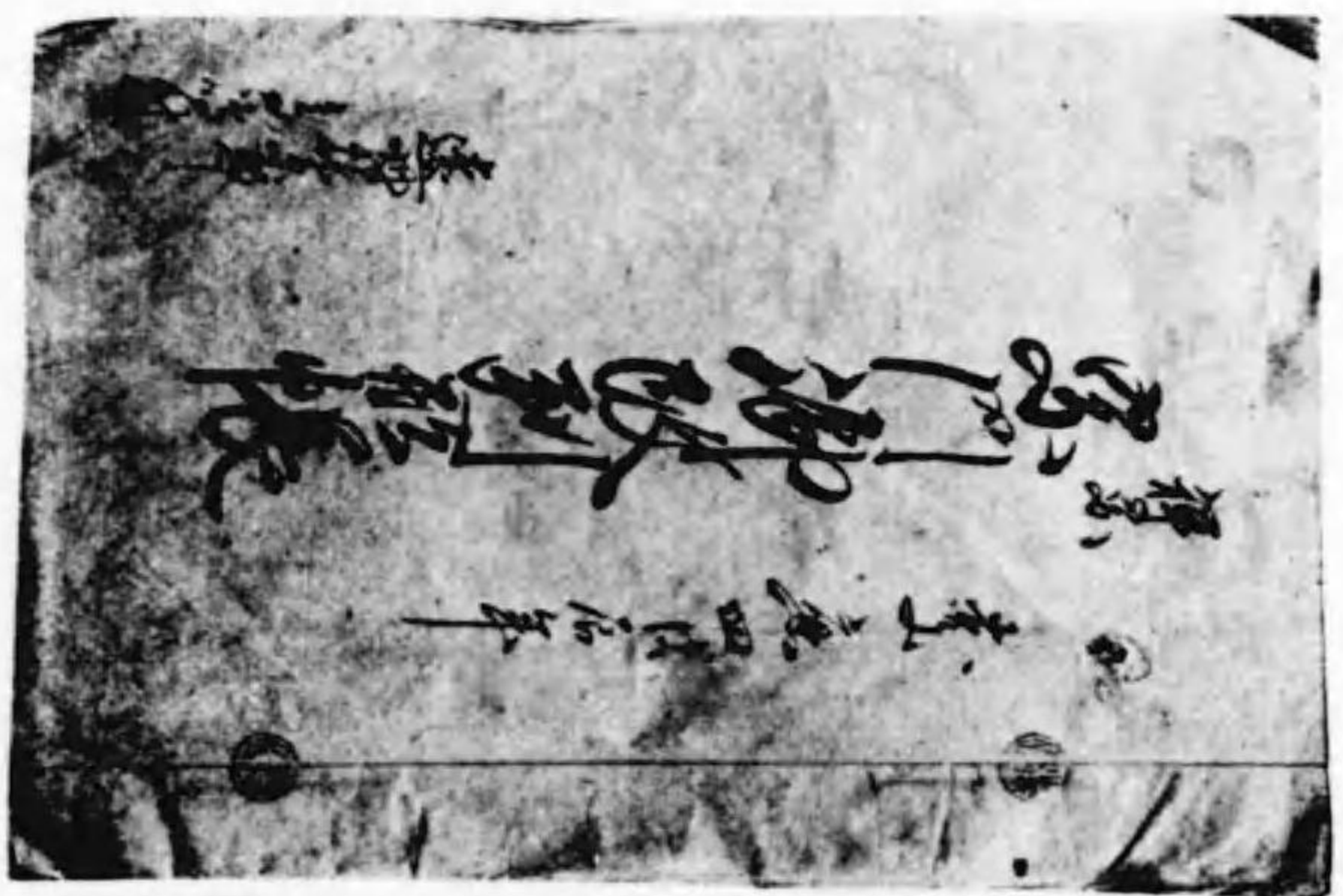
右戸籍の儀は永世の御記録、庶民の系譜たり、人民御保全の叡旨を奉躰認仕法之通聊も不可怠もの也、

以上の方法に依つて本籍人口を調査し、その總數を算出したのであつた。第十七圖の雛形は浦和懸廳と記してあり、武藏國のものであり、第十八圖の實際の帳簿は芳賀郡で下野國のものである。しかしその體裁書式は前記の一二點を除き、全然右規定に従つて書いたものである。私はこの様式が武藏下野兩國以外の國國にも同様に行なはれたのかどうかは全く知らない。かつ又上述の方法が實際にはやや繁雜であつたためか、又は移轉職業等の自由が認められ記載が困難になつたためか、上述の二國においてもその後における戸籍簿の形式は全く違つてゐる。しかしその形式が徳川時代の宗門改帳のそれから脱化したものであることは第十九圖の宗門改帳と比較すれば解る。過度期の一資料として興味あるものである。

又もし前記の規定が全国的に行なはれたとするならば、これは明治三年の戸籍法に従つたものか。同年の戸籍法を詳かにしないが、通常いはれてゐる明治五年の戸籍調査以前に



B圖九十第



帳改門宗 A圖九十第



一應人口調査がなされたものと考へられる。日光縣において郡村戸籍掛りが本廳並びに各郡に置かれたのは明治四年六月廿日付になつてゐる。半年間準備だけに費されたとも思はれない。兎に角この明治四年の調査が五年の調査の基礎をなしたことは明かであらう。さらに前述の六年大改が如何なる方法に依つたか解らないが、少なくともこの精神がその後も行なはれたならば、假令その方法に缺陷があつたとしても、人口調査は今少しく正確なものとなつたらう。明治四年發布、同五年實施の戸籍法にも同様の規定があつた。然るに明治六年七月八日の太政官布告第二百四十二號を以つて、「戸籍法則中第廿則廿二則廿三則六ヶ年目戸籍改ノ條例追テ相達候迄不及施行候事」と令し、如何なる理由からか解らぬが、これを廢してゐる。かくて明治三十一年の改正戸籍法實施までは極めて不完全な調査で満足してゐたわけである。

### 三 鐵道開業式入場券

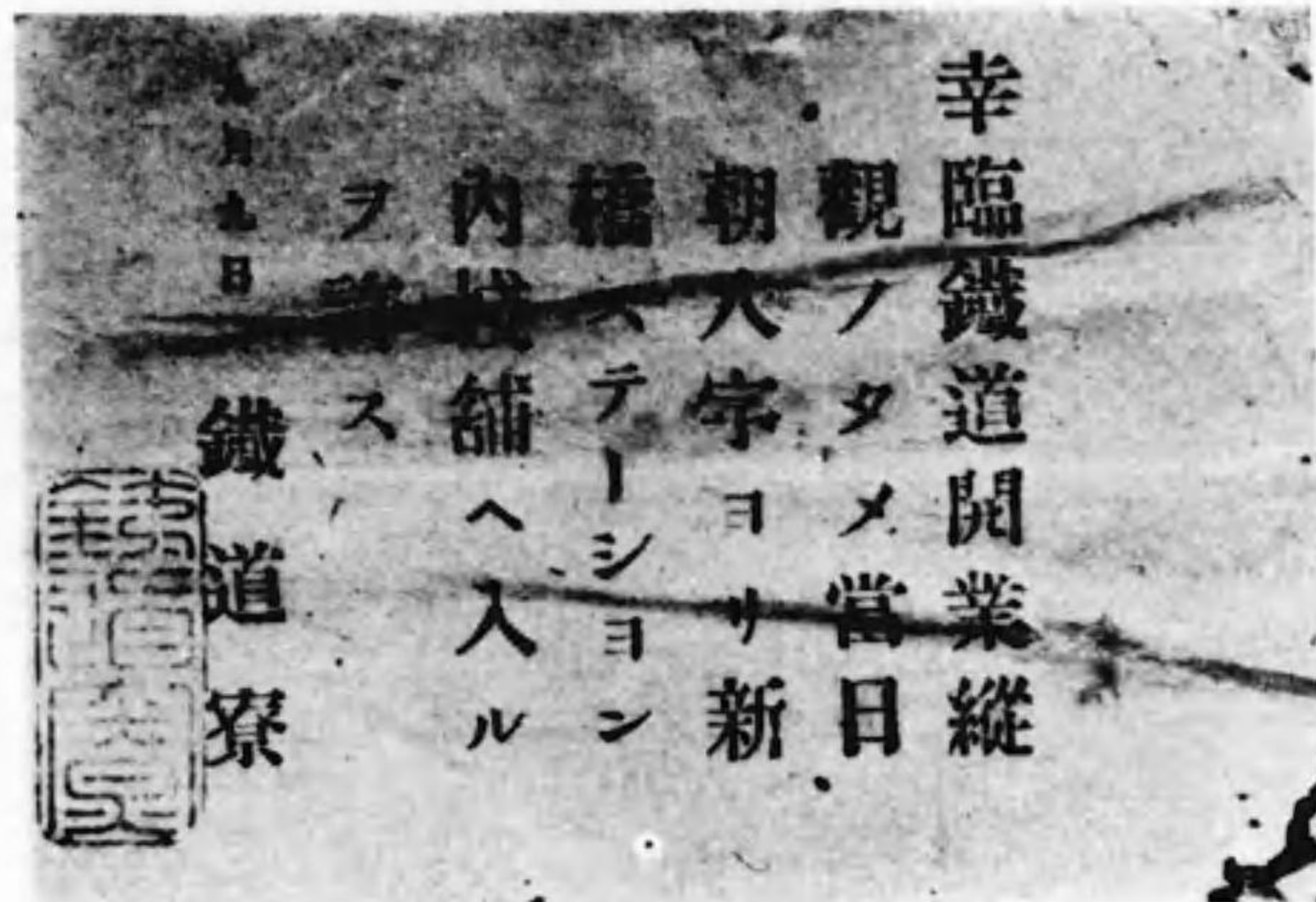
明治五年九月十二日に新橋横濱間の鐵道開業式が舉行され、明治大帝には親しく臨御あ

らせられた。「日本鐵道史」の記すところに依れば、

「還幸後大臣、參議、各國公使、高等官等延遊館ニ至リ祝宴ヲ學ク、是日停車場地内ニ棧棚ヲ架シ、鐵道寮ノ印票ヲ携フルモノノ登棚を許ス、又濱離宮ノ園庭ニ諸藝人ヲ集メ官員衆庶ノ歡樂ニ供シ、横濱行幸ノ間ハ新橋停車場地内ニ於テ煙火ヲ掲ケ輕氣球ヲ放チ又夜ニ入りテハ鐵道館及濱離宮ニ賀燈ヲ點シ離宮前ノ海面ニ於テハ煙火ノ戲アリ、横濱ニ於テモ棧棚、賀燈、煙火等總テ新橋ニ同シ、尙ホ是日東京横濱商人中へ酒肴ヲ賜へり」  
(上卷六六頁)。

第二十圖は即ち鐵道寮印票である。始めは九月九日に舉行の筈であつたのが、雨天のため十二日に延引されたのである。従つて印票は九月九日付になつてゐるのである。

當日の勅語を始め、各國公使總代、外國商人頭取總代、横濱商人頭取總代原善三郎、百官總代三條太政大臣、東京商人頭取總代三井八郎右衛門その他の祝詞は何れも上記の「日本鐵道史」に掲げてある。當日東京人民惣代の席順を東京府布告第六百一號に依れば、三井八郎右衛門、三野村利左衛門、行岡庄兵衛、鹿嶋清兵衛、榎本六兵衛、西村七右衛門、藤



面表券場入式業開道鐵 A 圖十二第



面裏(券場入式業開道鐵) B 圖十二第

明治のじほ

田東四郎、岡田平馬となつてゐる。圖の裏面の文句の如きはよく當時の状況を忍ぶことが出来るであらう。

### 附録・明治維新史の資料解題

明治維新に關する資料の今日に傳つてゐるものは非常に多い。そのうち民間に散逸してゐるものも、相當の數に上ると思ふが、それらは一般の人が容易に見るといふわけにはいかない。又活字になつて公刊されたものだけでも、かなり澤山にある。ここにはそれらすべてを解説する餘裕は與へられてゐない。今はただそれら公刊された原資料のうち、主要なものだけを拾つて簡単な解説を附すに止める。

#### 「大日本維新史料」

文部省の維新史料編纂事務局に依つて目下編纂公刊中のものである。弘化三年二月十三日孝明天皇踐祚から明治四年七月十四日廢藩置縣に至るまで、二十五ヶ年六ヶ月に亙る間の主要な事件について、その原資料を列記したものである。編纂は編年體とし、最初に簡

潔に事件を記し、その後に資料が掲げられてある。一冊八百頁以上に互るものが、約二百冊で完結される豫定であるが、今までのところでは僅かに十二冊より公刊されてゐない。これが完結されれば、維新資料の大集成が見られるわけであるが、元より編纂の性質上、民間の諸事情を示すやうな資料はなく、公的文書がその多きを占めてゐる。完成の日の一日も早からんことを希望する。

「維新史料」

明治二十年に野史臺に依つて編纂公刊された本書はすでにそのものが希観書である。傳記・日記・雜記・論策・上書・書翰・詩歌・碑文・年表等種種雑多なものを包含してゐて、雜駁の感はあるが、重要な文獻が少なくない。百八十二冊刊行されてゐる。

「復古記」

明治新政府は維新の大業を完成するや、修史事業の重要性を認識し、明治五年十月四日

太政官正院に歴史・地誌の二課を設け、國史の編輯に従事した。その後幾多の變遷があつたが維新復古の資料の編年誌である「復古記」編纂の事業は繼續され、明治二十二年十二月に完成した。復古記百五十卷三百八冊、復古外記百四十八卷百四十九冊、合せて二百九十八卷三百五十七冊の大部のものとなつた。慶應三年十月十四日徳川慶喜の大政奉還上表に筆を起し、年代記的に記述すること「大日本維新資料」と同様である。明治元年十月二十八日まで一ケ年間の記録である。復古外記の方は東海道戰記、伏水口戰記、房總戰記、東叡山戰記、東山道戰記、北陸道戰記、奥羽戰記、白河口戰記、平潟口戰記、越後口戰記、蝦夷戰記を載す。本書は明治二十二年に完成されたが、その後永く史料編纂所に秘庫されてゐたが、昭和五年兩者を合せて、「復古記」と名づけ、公刊された。全部十四卷に収録し、別に附録一卷を編纂し、總目錄、綱文、索引を附したことは、利用者にとって頗る便利である。

「幕末外國關係文書」

これは「大日本古文書」の一部として明治四十三年以後公刊されてゐるが、その附録として大正二年以後外交に關係ある資料を収録公刊してゐる。例へば、林大學頭「墨夷應接録」、箕作阮甫「西征紀行」等の類である。

「大日本外交文書」

前掲の「幕末外國關係文書」が完結されれば、本書はそれに引き續いて、わが對外關係の重要資料が集大成されることになる。本書は明治新政府に引きつがれた慶應三年十月十四日以降の外交文書を編年體に収録したものである。明治九年頃まで完成されてゐる。

「史籍雜纂」卷四・五

圖書刊行會に依つて公刊され、五卷から成る。そのうち第四卷と第五卷とは維新に活躍した人人の日記覺書の類を収めてゐるので参考にすべきものである。伊地知貞馨、兼重、慶藏、中根雪江、靜寛院宮、嵯峨實愛、勝海舟、徳川齊昭、平井收二郎、中岡慎太郎等の

著作、その他文書類が収められてゐる。

「日本史籍協會叢書」

明治維新に活躍した人人の日記・覺書・文書等を収録刊行したものととしては、本叢書が最も重要なものを包含してゐる。六回に互つて刊行されたが、そのうち主要なものだけを摘録して置く。

- 「九條尙忠文書」 二冊
- 「三條家文書」 一冊
- 「武市瑞山關係文書」 二冊
- 「伊達宗城在京日記」 一冊
- 「會津藩廳記録」(原題「密使京江往返控」) 五冊
- 「岡山池田家文書」(原題「往復御書留」) 二冊
- 「奇兵隊日記」 四冊

- 「勸修寺經理日記」 一冊
- 「鈴木大雜集」 五冊（水戸藩士である著者の覺書・留書である）
- 「尊攘堂書類雜記」 一冊
- 「朝彦親王日記」 二冊
- 「近衛家書類」 一冊
- 「三條實萬手録」 二冊
- 「一條忠香日記抄」（原題「璞記」） 一冊
- 「岩倉具視關係文書」 六冊
- 「木戸孝允文書」 八冊
- 「大久保利通日記」 二冊
- 「大久保利通文書」 十冊
- 「五卿滞在記録」 一冊（福岡藩における三條西季知以下五卿の滞在記録である）
- 「夷匪入港録」 二冊（文久二・三年、元治元年における幕府の  
外交往復文書、通信、外字新聞の譯文等）

- 「澁澤榮一滯佛日記」 一冊
- 「遣外使節日記纂集」 三冊
- 「維新日乘纂輯」 五冊

最後のものは當時の日記類を編纂したものであるが、かうしたものは有名無名、未だかなり遺つてゐるのではないかと思ふ。私は上掲の如き有名人の日記にも大なる重要性を認めるが、同時に無名人のものにも多大の關心をもつ。歴史上の重大事件と一般庶民の生活とを知るのには、むしろ後者の方が役に立つ。さうした資料は多く狭い個人生活のみを書いてゐるが、却つてそこに「生活」の真相を知る鍵があるやうに考へてゐる。

維新前後の資料は非常に多い。この時代を研究したいと思ふ讀者のために、二三文献目錄を掲げて参考に供しよう。

維新史に關係ある雜誌論文を記したものととしては、少し古いものではあるが、  
「維新史研究資料索引」 日本歴史地理學會編

大正八年三月雜誌「歴史地理」の増刊である。維新史關係の單行本の目錄としては、

「明治維新研究に關する日本文獻」森谷秀亮

「幕末維新史關係西籍略目」石田幹之助

何れも昭和四年刊行の史學會編「明治維新史研究」に収録されてある。前者は刊行の年代別に據り並列し、後者は内容に依つて區別し、雜誌論文をも含む。

「維新史籍解題」傳記篇 高梨光司

「明治維新に關係ありと認めらるる主要人物數百名に關する單行本、雜誌論文等が解題されてある。昭和十年の刊行である。

昭和十六年四月 廿日印刷  
昭和十六年四月 卅日發行

維新前後 奥附

定價 壹圓

著者 野村兼太郎

發行者 東京市京橋區京橋三丁目四番地  
鈴木利貞

印刷者 東京市下谷區二長町一番地  
井上源之丞

發行所

東京市京橋區京橋三丁目四番地  
株式會社 日本評論社

電話京橋六一九一—四  
振替東京一六番

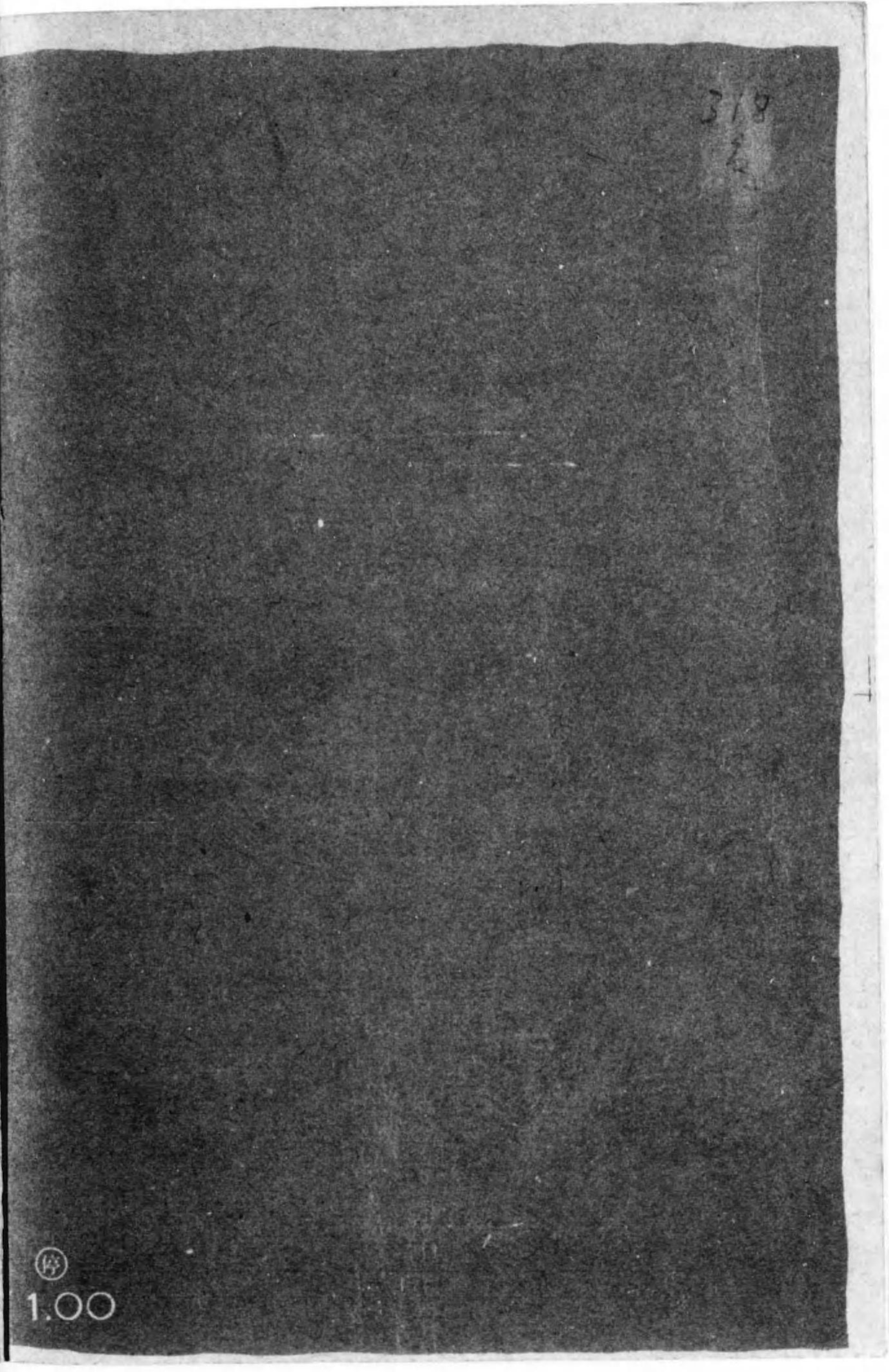
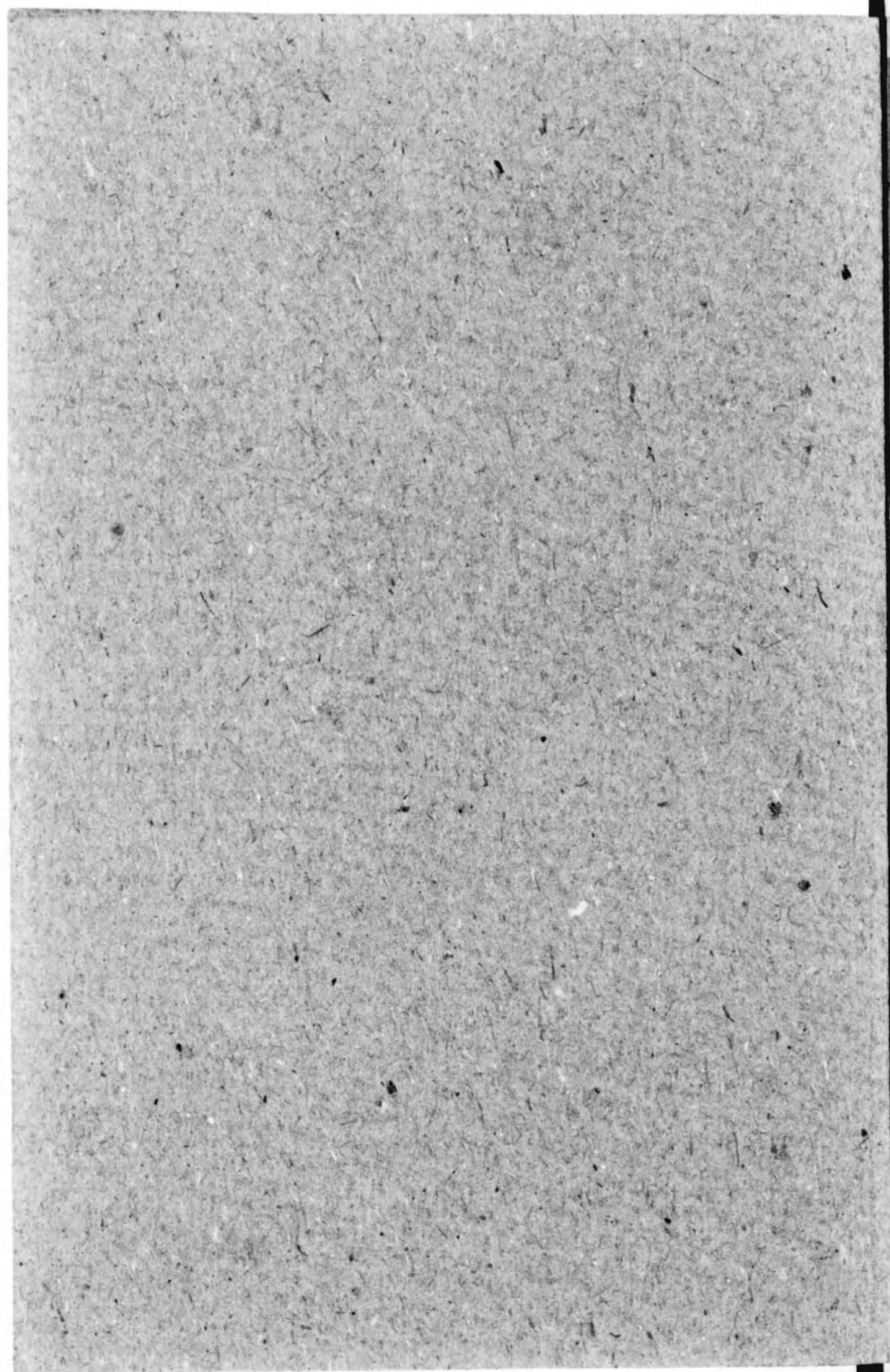
(社會式株刷印版凸)



經濟全書 既刊 (各册規格B別六號判)

- |   |           |            |          |            |
|---|-----------|------------|----------|------------|
| 1 | 景氣變動論     | 九州帝大教授     | 波多野 鼎著   | 定價一・八〇〇    |
| 2 | 商業經濟論     | 法政大學教授     | 平野 常治著   | 定價二・五〇〇    |
| 3 | 株價を決定するもの | 横濱商業專門學校教授 | 波多野 堯著   | 定價二・九〇〇    |
| 4 | 維新前後      | 慶應大學教授     | 野村兼太郎著   | 定價一・〇〇〇    |
| 5 | 日本經濟文化史   | 京都帝大助教授    | 堀江 保藏著   | 定價〇・五〇〇 近刊 |
| 6 | 戰爭と經濟     | 慶應大學教授     | 永田 清編    | 定價一・八〇〇 近刊 |
| 7 | アメリカ經濟の發展 | 横濱商業專門學校教授 | 鹽野谷 九十九著 | 定價二・五〇〇 近刊 |

(以下續刊)



終

